## 平成 19 年第 4 回多賀城市議会定例会補正予算特別委員会会議記録

平成19年12月7日(金曜日)

◎出席委員(21名)

委員長 相澤 耀司

副委員長 吉田 瑞生

委員

柳原 清 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

雨森 修一 委員

森 長一郎 委員

板橋 惠一 委員

藤原 益栄 委員

佐藤 惠子 委員

中村 善吉 委員

松村 敬子 委員

根本 朝栄 委員

尾口 好昭 委員

昌浦 泰已 委員

石橋 源一 委員

小嶋 廣司 委員

竹谷 英昭 委員

阿部 五一 委員

◎欠席委員(なし)

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 高橋 弘

市長公室長 澁谷 大司

総務部長 板橋 正晃

市民経済部長 菊池 三雄

保健福祉部長 相澤 明

建設部長 後藤 孝

下水道部長 鈴木 建治

建設部理事(兼)多賀城駅周辺整備課長 佐藤 正雄

総務部次長(兼)総務課長 内海 啓二

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 本郷 義博

建設部次長(兼)都市計画課長 佐藤 昇市

地域コミュニティ課長 鈴木 春夫

市民課長 小林 安子

納税課長 永澤 雄一

副理事(兼)商工観光課長 高倉 敏明

副理事(兼)こども福祉課長 小川 憲治

介護福祉課長(兼)介護支援室長 鈴木 健太郎

道路課長 武田 一男

下水道課長 鈴木 典男

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 菊池 光信

教育部次長(兼)教育総務課長 伊藤 敏

副理事(兼)学校教育課長 相沢 一博

副理事(兼)生涯学習課長 伊藤 博

文化財課長 佐藤 慶輝

上水道部長 鈴木 建治

上水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

市長公室参事(行政経営担当) 菅野 昌彦

市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 佐藤 敏夫

主事 藤澤 香湖

午前9時58分 開会

## ● 正副委員長の選任

## ○松戸議会事務局長

ただいまから補正予算特別委員会を開会いたします。

初めに、委員長の選任でございますが、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。

したがいまして、全委員中、阿部五一委員が年長の委員でありますので、御紹介申し上げます。

(阿部五一臨時委員長、委員長席に着く)

○阿部臨時委員長

皆さん、おはようございます。御苦労さまです。

また御紹介をいただきました。

それでは、委員会条例に基づきまして、臨時に委員長の職務を行いますので、暫時御協力 をお願いを申し上げます。

ただいまの出席委員は 21 名であります。 定足数に達しておりますので、 直ちに特別委員長の選任を行います。

お諮りいたします。特別委員長は、委員長の輪番制という申し合わせによりまして、建設 水道常任委員長がその職務を行うことになっておりますので、特別委員長は相澤耀司委員 となります。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部臨時委員長

御異議なしと認めます。

よって、補正予算特別委員長は相澤耀司委員に決しました。

以上で私の役目は終わりであります。

(阿部五一臨時委員長退席、相澤耀司委員長席に着く)

## ○相澤委員長

おはようございます。

このたび委員長の大任を拝しました相澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

もとよりふなれな私でございます。皆様の御協力をいただき進行させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

### ○相澤委員長

この際、副委員長の選任を行います。

副委員長の選任については、申し合わせ事項によりまして、委員長の私から指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## ○相澤委員長

御異議なしと認め、私から指名をさせていただきます。

それでは、副委員長には吉田瑞生委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

## ● 議案第81号 平成19年度多賀城市一般会計補正予算(第4号)

#### ○相澤委員長

これより、本委員会に付託されました議案第81号 平成19年度多賀城市一般会計補正予算(第4号)から、議案第84号 平成19年度多賀城市水道事業会計補正予算(第2号)までの審査を行います。

この際、お諮りいたします。本件につきましては、提出者から提案理由の説明は終わっておりますので、本委員会における審査は、各議案ごとに各部課長等から説明を受け、次に質疑を行い、討論は本会議で行うこととして省略し、採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○相澤委員長

御異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、まず議案第 81 号 平成 19 年度多賀城市一般会計補正予算(第 4 号)を議題といたします。

## ● 歳出説明

#### ○相澤委員長

関係部課長から順次説明を求めます。

## ● 人件費

## ○内海総務部次長(兼)総務課長

まず初めに、職員人件費について、一般会計、介護保険特別会計及び下水道特別会計を一括して説明させていただきます。

したがいまして、各科目ごとの各課長からの説明では、職員人件費につきましては省略させていただきたいと思いますので、よろしく御了承をお願いしたいと思います。

それでは、資料2の、議案関係資料の25ページをごらんいただきたいと思います。

まず、一般会計について御説明を申し上げます。

計の欄をごらんいただきたいと思いますが、総額で 4,093 万 4,000 円を減額補正いたしまして、34 億 3,061 万 2,000 円とするものでございます。

節ごとの内訳を説明いたしますと、給料で 3,009 万 8,000 円の減額をお願いするものでございます。この主な内容としましては、勧奨退職により年度途中に 4 名の職員が退職いたしましたこと。それから、16 名の職員が育児休業によりまして不用額が出たものでございます。

次に、職員手当等につきましては、 1,274 万 9,000 円の減額をお願いするものでございます。この主な内容としましては、時間外勤務手当の増額、管理職手当が定率から定額になったことによる減額、また、給料と同様に、勧奨退職職員、育児休業に係る不用額を合わせたものでございます。

次の、共済費につきましては、 945 万 9,000 円の減額をお願いするものでございます。 この主な内容としましては、給料と同様に、勧奨退職職員及び育児休業職員に係る不用額 でございます。

退職手当組合負担金につきましては、勧奨退職等による退職者及び本年度末定年退職者に係る特別負担金等を合わせまして、 1,137万 2,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、介護保険特別会計でございますが、計の欄で御説明しますと、総額で 71 万円 を減額しまして、 4,705 万 3,000 円とするものでございます。

この主な内容としましては、人事異動に伴う給料、職員手当等の影響額として減額するものでございます。

次に、下水道特別会計でございますが、計の欄で御説明しますと、総額で  $169 \, \mathrm{ \overline{D}} \, 2,000$  円を減額しまして、 $1 \, \mathrm{ \overline{G}} \, 2,052 \, \mathrm{ \overline{D}} \, 4,000 \, \mathrm{\overline{P}}$ とするものでございます。

この主な内容としましては、人事異動に伴う給料、職員手当等の影響額として減額するものでございます。

この表の一番下、総計の欄でございます。一般会計、介護保険特別会計及び下水道特別会計を合わせまして、総額で 4,333 万 6,000 円を減額しまして、35 億 9,818 万 9,000 円とするものでございます。

それでは、一般会計につきましては、款別に説明させていただきますので、次の 26 ページ をごらんいただきたいと思います。

まず、1 款議会費につきましては、27 万 7,000 円を増額するものでございますが、各節の当初積算額に若干の不足額が見込まれますことから、補正をさせていただくものでございます。

次の、2 款総務費につきましては、 449 万 4,000 円を増額するものでございます。この主な内容ですが、勧奨退職者1名、育児休業者3名、これらに係る不用額、管理職手当、

人事異動に伴う減額、時間外勤務手当の増額、退職勧奨等による退職者及び本年度末定年 退職者に係る特別負担金の増額などを合わせたものでございます。

3 款民生費につきましては、 2,874 万 1,000 円を減額するものでございます。この主な内容ですが、育児休業者 10 名に係る不用額、管理職手当、時間外勤務手当及び人事異動に伴うものでございます。

4 款衛生費につきましては、 389 万 2,000 円を増額するものでございます。この主な内容は、育児休業からの復職分に加え、人事異動に伴う増額などでございます。

次の、6 款農林水産業費につきましては、175万3,000円を減額するものでございます。 この主な内容ですが、勧奨退職者1名に係る不用額及び人事異動に伴う増額などを合わせ たものでございます。

隣の27ページをごらんいただきたいと思います。

7款商工費につきましては、106万5,000円を増額するものでございます。この主な内容ですが、時間外勤務手当及び人事異動に伴うものなどでございます。

次の、8 款土木費につきましては、35 万 7,000 円を増額するものでございます。この主な 内容は、時間外勤務手当及び人事異動に伴うものでございます。

9款消防費につきましては、補正がございませんでした。

次の、10 款教育費でございますが、 2,052 万 5,000 円を減額するものでございます。この主な内容は、勧奨退職者 2 名分で、給料等に不用額が生じたほか、時間外勤務手当を除く職員手当等の減によるものでございます。

以上で人件費の説明を終わらせていただきます。

続きまして、資料1の57ページをお開きいただきたいと思います。

各科目ごとに各課長から説明をさせていただきます。

## ● 1款 議会費

# ○松戸議会事務局長

それでは、歳出から御説明を申し上げます。

1 款 1 項 1 目議会費で 397 万 6,000 円の減額補正でございます。説明欄 2 の、議員の報酬等の経費で 425 万 3,000 円の減額でございますが、その主なものは、1 節報酬で、これは議員辞職によるものでございます。

また、3節職員手当等は、改選による議員期末手当等の残額でございます。

## ● 2款 総務費

## ○鈴木地域コミュニティ課長

次に、59ページをお開き願います。

2 款 1 項 1 目総務費の一般管理費で 2,408 万 6,000 円でございます。1 の、人件費は省略させていただきます。

次に、2の、詩都景観形成事業「歴史の道」に要する経費で85万円の増額補正をお願いするものでございます。

その支出の主なものは、13 節委託料でございますが、これは 10 月と 11 月に実施いたしました「歴史の道探索ツアー」を基礎データとして、参加者による自由な話し合いを行い、課題や問題の解決策を討議するワークショップを 5 回ほど開催する予定としております。

そのワークショップを開催するに当たり、市民提案型のまちづくりに関し、専門的知識、 ノウハウを持った方に課題の整理、意見集約、助言、取りまとめなどを行うこととしてい ただく「ファシリテーター」と呼ばれる総合調整役と、「歴史の道」のルートを記載しま したマップを制作することをあわせて委託するものでございます。

## ○澁谷市長公室長

15 目諸費で33万9,000円の減額補正をするものでありますが、これは市政功労者表彰式の事業完了に伴います執行残でございます。

## ○内海総務部次長(兼)総務課長

それでは、61 ページは飛ばしていただきまして、63 ページ、64 ページをお開きいただきたいと思います。

3項1目戸籍住民基本台帳費 210万 9,000円の増額補正で、1の職員人件費につきましては、先ほど一括して説明したとおりでございますが、この中の12節役務費の30万 2,000円の減額につきましては、市民課窓口業務をことし3月から、労働者派遣契約により派遣職員により行ってきたところですが、前年度から通算1年の雇用期間となることを機に、来年3月からは非常勤職員により対応することとし、不用となる派遣手数料1月分を減額するものでございます。

なお、一つ、説明欄の3の、住民基本台帳事務に要する経費46万5,000円につきましては、ただいま申し上げました非常勤職員に係る1月分の報酬、社会保険料を計上したものでございます。

#### ○小林市民課長

同じく、2 款 3 項 1 目自動交付機管理に要する経費の 13 節委託料で、 133 万 1,000 円 の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、多賀城駅前市民サービスコーナーとして使用しております旧長崎屋多賀城店舗一部の賃貸人である株式会社長崎屋から、多賀城市に対し、平成 19 年 7 月 30 日付で、都合により解約したい旨、解約通知書をいただいております。

これによりまして、平成19年12月31日までに明け渡すことになっております。

これに伴いまして、多賀城駅前市民サービスコーナーが廃止になることから、施設内に設置しております自動交付機を、市民会館へ移設するものでございます。

#### ● 3款 民牛費

## ○本郷保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

次の、65ページから70ページは、人件費につき省略いたします。

71ページをお願いいたします。

3 款 1 項 2 目障害者福祉費で 1,530 万 2,000 円の増額補正でございます。

1の、障害者自立支援給付費で 1,525 万 1,000 円の増額は、11 節需用費 5 万 4,000 円及び 18 節備品購入費 85 万 5,000 円は、平成 19 年度宮城県障害者自立支援特別対策事業補助金で、障害児を育てる地域の支援体制整備事業として、遊具や障害の早期発見のための療育器具を購入し、整備するものでございます。

19節負担金,補助及び交付金で 450万 1,000円の増でございますが、これも宮城県障害者自立支援特別対策事業補助金で、通所サービス利用促進事業として、通所施設における送迎サービスに要する費用を助成し、利用者負担の軽減を図るものでございます。事業所ごとの限度額は 300万円で、予定される事業所は「のぞみ園」ほか7施設でございます。

23 節償還金,利子及び割引料で 984 万 1,000 円の増額でございますが、これは平成 18 年度の国及び県負担金の額の確定による返還金でございます。

2の、地域生活支援事業費で5万1,000円の増額補正でございますが、これは23節償還金,利子及び割引料で、平成18年度難病患者等居宅生活支援事業費補助金の対象者がなかったことによる、県への返還金でございます。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

4 目老人福祉費で 469 万 9,000 円の減額補正でございます。

これは、1、敬老会に要する経費から、2、おむつ支給事業に要する経費、3、はり、きゅう、マッサージ等の助成に要する経費、次のページをお開きください。4、配食サービス事業に要する経費、5、老人保護施設措置に要する経費、6、ひとりぐらし高齢者対策事業に要する経費、7、軽度生活援助事業に要する経費の上半期の利用実績をもとに、今後の必要額を見直した結果、説明欄記載のとおりの不用額が生じたことによるものでございます。

5、を飛ばしまして、8目介護保険対策費で6万2,000円の増額補正でございます。

まず、1、要介護認定事務に要する経費で84万円の減額ですが、これは要介護認定訪問調査に従事する臨時職員1名を募集しておりましたが、これまでに応募がなかったことから、平成20年1月から3月までの、1名分に相当する訪問調査約240件を、東部・西部地域包括支援センターに委託して行うため、賃金を減額するもので、委託につきましては、介護保険特別会計の中で業務委託することから、下の欄、2、介護保険事業に要する経費で介護保険特別会計へ90万2,000円を繰り出すものでございます。

委託に係る詳細の内容につきましては、介護保険特別会計補正予算の中で御説明いたします。

○小川こども福祉課長

次に、75ページをお願いします。

3款2項1目児童福祉総務費で3,696万6,000円の減額補正でございます。

最初に、説明欄の1の、児童福祉職員人件費につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、2の、児童手当支給事務に要する経費で 1,803 万 8,000 円の減額でございます。 これは、20 節扶助費の児童手当の当初支給対象児童数を7万 7,652 人と見込んでおりま したが、これまでの支給実績に基づく支給対象者数が 7 万 3,849 人の見込みとなることから、 1,824 万 5,000 円を減額するものでございます。

次の、23 節償還金,利子及び割引料の20万7,000円でございますが、平成18年度の児童手当の国庫負担金の確定に伴う返還金でございます。

次の、3の、児童扶養手当・特別児童扶養手当支給事務に要する経費で 1,050 万 6,000 円の減額でございます。これは、20 節扶助費の児童扶養手当の当初支給対象児童数を 543 人と見込んでおりましたが、これまでの支給実績に基づく支給対象者数が 520 人の見込みとなることから、 1,068 万 9,000 円を減額するものでございます。

23 節償還金,利子及び割引料の 18 万 3,000 円でございますが、平成 18 年度の児童扶養手 当の国庫負担金の確定に基づく返還金でございます。

次に、2 目保育運営費の補正でございますが、これは地方債の充当率の変更並びに分担金及び負担金の増加に伴う財源の組み替えでございます。

最初に、1の、市立保育所施設整備事業費でございますが、鶴ヶ谷保育所、笠神保育所の耐震補強工事費と、桜木保育所の耐震補強工事設計業務委託に係る地方債の充当率の変更に伴う、財源組み替えでございます。

次に、2の、市立保育所運営管理に要する経費及び3の、私立保育所運営費負担に要する経費でございますが、これは、公立、私立保育所の入所児童の保護者負担金の収入増が見込まれることによる財源組み替えでございます。

次に、6 目留守家庭児童対策費の補正でございますが、これは分担金及び負担金の、留守家庭児童学級入級児童保護者負担金の収入増が見込まれることにより、1 の、放課後児童健全育成事業に要する経費の財源を組み替えるものでございます。

○本郷保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

次のページをお願いいたします。

3項1目生活保護総務費 1,074万円の増額補正でございます。

1の、生活保護職員人件費は省略いたします。

2の、生活保護の事務に要する経費で 727万 9,000円の増額でございます。これは23節 償還金,利子及び割引料で、平成18年度の国庫負担金及び補助金額の確定による返還金でございます。

## ● 4款 衛生費

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

79ページをお願いします。

まず、4款1項1目は省略いたします。

次に、3 目予防費で 25 万 2,000 円の減額補正でございます。これは、市が宮城県獣医師会に委託して行っております狂犬病予防集合注射委託料で、当初 1,650 頭を見込んでおりましたけれども、 1,548 頭で確定しましたので、減額をお願いするものでございます。

次に、5目環境衛生費で71万1,000円の減額補正でございます。これは塩竈斎場運営負担金で、負担金額が確定しましたので、減額をお願いするものでございます。

## ● 7款 商工費

## ○高倉商工観光課長

次、83ページをごらんください。

7款1項1目商工総務費は、人件費でございますので説明を省略いたします。

2 目商工振興費は 350 万円を増額補正するものであります。これは商工振興支援に要する 経費で、現会館の道路向かいにあります旧あいおい損保仙塩ビルの建物を、新しい商工会 館として取得したことに伴いまして、多賀城・七ケ浜商工会館建設事業に対して補助金を 交付するものであります。

### ● 8款 土木費

## ○武田道路課長

次に、87ページをお願いいたします。

8 款 2 項 3 目道路新設改良費でございますが、新田高崎線道路改築事業費におきまして、 起債が認められたことに伴う財源の組み替えでございます。

詳細につきましては、歳入で御説明申し上げます。

○佐藤建設部次長(兼)都市計画課長

次のページをお願いいたします。

- 4項1目都市計画総務費で834万円の減額補正を行うものでございます。
- 1の、職員人件費については省略いたします。
- 2の、建築確認管理に要する経費で4万7,000円の増額補正を行うものでございますが、 これは県からの調査依頼に係るもので、平成19年度建築物等実態調査の実費費用として、 需用費4万7,000円の補正をお願いするものでございます。
- ○佐藤建設部理事(兼)多賀城駅周辺整備課長

次に、4目市街地開発事業費で 9,724万 4,000 円の補正増をお願いするものですが、まず、職員人件費は省略いたします。

まず、連続立体交差事業において、5億円の通常費の補助の追加があったことから、県事業 負担金で1億600万円の追加を行うものでございます。

これによりまして、今年度の連立の事業費は15億1,000万円となるものでございます。

なお、今月初めに仮線の切りかえが完了したことから、年明け以降、上り線からの本体工事に着手することとなります。

次に、土地区画整理事業費の通常費でございますが、当初 2,500 万円の補助を見込んでおりましたが、 2,300 万円の内示があったことから、工事請負費で 200 万円を減額するものでございます。

○佐藤建設部次長(兼)都市計画課長

5目下水道事業特別会計繰出金で 4,393万 2,000円の減額でございます。これは、仙塩流域下水道維持管理負担金で返還金が生じたため、28節繰出金を減額するものです。

なお、詳細につきましては下水道特別会計で御説明いたします。

## ● 10 款 教育費

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

次に、93ページをお願いいたします。

10 款 2 項 1 目学校管理費で 295 万 8,000 円の減額補正をお願いするものでございます。

1 については省略させていただきます。

次に、2 ですが、2 の、教育総務課関係経費で 125 万 9,000 円の増額をお願いするものでございますが、これは山王小学校の便所を改修するための工事費でございます。山王小学校に来年度、障害のある児童が入学する予定のため、教職員用便所の一部を児童が使用できるように、洋便器と折り畳み式の多目的シートを設置する工事でございます。

## ○伊藤生涯学習課長

続きまして、97、98ページの方をお願いしたいと思います。

10款4項1目につきましては、省略をさせていただきます。

10 款 4 項 2 目社会教育振興費で 83 万円の増額補正でございます。これは生涯学習活動費補助金交付事業費でございまして、市民あるいは市内の団体が、自己の充実とか、あるいは生活向上のために、自発的な意思に基づいて行う学習活動に要する経費の一部を補助しているわけでございますけれども、当初、50 件ほど見込んでおりましたが、実績として 70 件ほどが見込まれることから、その不足分を増額するものでございます。

## ○佐藤文化財課長

9 目埋蔵文化財調査センター費は 318 万 5,000 円の減額補正をお願いするものでございます。その主な内容は、1 節非常勤職員報酬 361 万 2,000 円及び 4 節非常勤職員の共済費 41 万 4,000 円の減額補正と、7 節発掘作業員賃金 10 万 8,000 円と、14 節使用料及び賃借料の機械借上料 69 万 5,000 円等の増額補正であります。

- 1、埋蔵文化財緊急調査(補助)に要する経費につきましては、県の補助金の減額によります財源の組み替えでございます。
- 2、埋蔵文化財緊急調査(単独)に要する経費につきましては、個人住宅建設に対する調査 費用に不足が生じるため、84万 2,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、9月になってから新たに発掘調査の対象となる個人住宅建設に係る協議が1件行われたのですが、補助事業費だけでは調査費用に不足が生じることから、不足額84万 2,000円を市単独事業費として増額補正をお願いするものでございます。

その主なものは、7 節発掘作業員賃金等が 10 万 8,000 円、14 節使用料及び賃借料の機械借上料が 46 万円、養生設備等借上料が 16 万 6,000 円であります。

3、出土品等の整理保存に要する経費(補助)につきましては、県の補助金の減額による財源の組み替えでございます。

- 4、埋蔵文化財調査センター総務に要する経費につきましては、 402 万 7,000 円の減額補正をお願いするものであります。これは、非常勤職員の報酬と社会保険料の減額でありますが、発掘調査に係る非常勤職員については、4 名の任用を予定し、公募により 2 名を採用し、その後も 2 名の公募を行いましたが、採用に至らなかったため、埋蔵文化財調査センター職員等の協力体制で対応に当たったことによりまして、非常勤職員 2 名分の報酬 361 万 2,000 円と社会保険料 41 万 5,000 円の減額をお願いするものでございます。
- 5、埋蔵文化財啓発活動費(補助)につきましては、県の補助金の減額による財源の組み替えでございます。
- 6、埋蔵文化財保存活用整備事業費(補助)につきましても、県の補助金の減額による財源 の組み替えでございます。
- ○伊藤生涯学習課長

続きまして、101、102ページの方をお願いいたします。

10 款 5 項 1 目保健体育総務費で 70 万 8,000 円の減額補正でございます。

1は、省略をさせていただきます。

2の、体育指導委員等に要する経費で7万2,000円の増額でございます。これは、体育指導委員の実技指導分の報酬でございまして、今後の派遣要請にこたえるには不足することが見込まれますことから、半日報酬分23人分ほど増額するものでございます。

○郷家市長公室長補佐(財政経営担当)

次に、40ページをお開き願います。

第2表債務負担行為でございますが、各事項に記載しております業務等につきましては、 業務の開始期日が新年度当初からとなるものでございます。

今年度中に契約等の事務処理を行う必要があるものにつきまして、債務負担行為を設定させていただいておりますが、それぞれの業務の追加が生じましたので、当初予算で既に設定している債務負担行為の期間及び限度額の変更を行うものでございます。

ここで、大変申しわけございませんが、訂正をお願いしたいと思います。

第2表、債務負担行為補正の表中、2番目の事項、各種管理業務等委託の変更後の期間が、「平成20年度から平成24年度まで」となっておりますが、「平成20年度から平成22年度まで」の誤りでございますので、訂正をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

また、各項目の補正の内訳につきましては、資料2の24ページに記載しておりますので、 後ほど御参考願いたいと思います。

これらの各債務負担行為に係る予算措置につきましては、新年度以降の各年度の予算に計 上させていただくものでございます。

# ● 歳入説明

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

続いて、歳入の説明をさせていただきますので、資料1の45ページをお開きください。

## ● 12款 分担金及び負担金

# ○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

12 款 1 項 1 目民生費負担金で 820 万 8,000 円の増額をお願いするものでございます。

1 節老人福祉費負担金で 68 万 6,000 円の減額補正でございますが、これは老人ホーム入所者等負担金で、新規の入所者 1 名を見込んでおりましたが、現段階で新規の入所者があらわれないことから、1 名分を減額するものでございます。

#### ○小川こども福祉課長

次に、2 節児童福祉費負担金で 889 万 4,000 円の増額補正でございます。

最初に、1の、保育所入所児童保護者負担金の 816万 5,000円でございますが、保育所に入所している児童に係る保護者負担金の収入増が見込まれることによる、説明欄記載の、(1)の公立 6保育所分と(2)の私立 3保育所分の、それぞれの収入見込額と計上済額との差額を増額補正するものでございます。

次に、2の、留守家庭児童学級入級児童保護者負担金の72万9,000円でございますが、 保護者負担金の収入増が見込まれることによる、収入見込額と計上済額との差額を増額補 正するものでございます。

## ● 14款 国庫支出金

## ○小川こども福祉課長

次に、14 款 1 項 1 目民生費国庫負担金 1 節児童福祉費負担金で 695 万 7,000 円の減額 補正でございます。

最初に、1の、児童手当負担金で 339万 4,000円の減額補正でございます。これは、歳出で御説明いたしましたように、児童手当支給に係る国の負担分でございまして、当初の見込み人数とこれまでの支給実績に基づく見込み人数との差を、説明欄記載の(1)の被用者分から、次のページの、(5)の非被用者小学校修了前特例給付まで、それぞれの収入見込額と計上済額との差額を補正するものでございます。

次に、2の、児童扶養手当負担金で 356万 3,000円の減額補正でございます。これは、 歳出で御説明いたしましたように、児童扶養手当支給に係る国の負担分でございまして、 当初の見込み人数による計上済額と、これまでの支給実績に基づく見込み人数による収入 見込額との差額を、減額補正するものでございます。

## ○佐藤建設部理事(兼)多賀城駅周辺整備課長

次に、2項2目1節都市計画費補助金において、土地区画整理事業費補助金は、補助内示額が事業費で 2,300万円となったことから、計上済みとの差額 100万円を減額し、1,150万円とするものでございます。

## ● 15 款 県支出金

## ○小川こども福祉課長

次に、15 款 1 項 1 目民生費県負担金 1 節児童福祉費負担金で 742 万 7,000 円の減額補正でございます。これは、歳出で御説明いたしましたように、児童手当支給に係る県の負担分でございまして、当初の見込み人数とこれまでの実績に基づく見込み人数との差を、

説明欄記載の(1)の被用者分から、次のページの、(4)の非被用者小学校修了前特例給付まで、それぞれの収入見込額と計上済額との差額を補正するものでございます。

## ○本郷保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

2 項 2 目民生費県補助金で 428 万 4,000 円の増額でございます。これは 6 節障害者福祉費補助金で、1 の、障害者自立支援特別対策事業補助金は、先ほど歳出で説明いたしました通所サービス利用促進事業として、「のぞみ園」ほか 7 施設で 450 万 930 円の 4 分の 3 で 337 万 5,698 円、障害児を育てる地域の支援体制整備事業で備品等購入費として 10 分の 10 の 90 万 8,350 円でございます。

## ○佐藤建設部次長(兼)都市計画課長

4 目土木費県補助金で 4 万 7,000 円の増額補正でございます。これは、歳出で御説明しましたとおり、県からの調査依頼に係るもので、平成 19 年度建築物等実態調査実施に係る事務取扱補助金でございます。

## ○佐藤文化財課長

5 目教育費県補助金で、 195 万円の減額補正をお願いするものでございます。これは、宮城県の財政状況の影響により、文化財関係国庫補助事業に係る県補助金の補助率が引き下げられたことにより、(1)市内遺跡発掘調査等で 60 万円の減額、(2)市内遺跡埋蔵文化財保存活用整備事業で 135 万円の減額でございます。

## ○永澤納税課長

51ページをお願いします。

3項1目2節徴税費委託金を 1,700万円増額するものであります。この科目は、平成 18年度までの徴収実績に基づくものから、定額制に本年度変わりました。その中で、税額割に計上していないものが判明し、今回、補正するものです。

主なものは、平成 18 年度賦課決定した個人住民税特別徴収分、19 年 3 月、4 月、5 月分であります。

## ● 18 款 繰入金

## ○郷家市長公室長補佐(財政経営担当)

次に、18 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金でございますが、臨時地方道路整備事業債等の充当などによりまして、一般財源分が 2 億 3,208 万 7,000 円減額となりましたので、財政調整基金からの繰り入れを減額するものでございます。

これによりまして、補正後の財政調整基金の平成 19 年度末における残高見込みは、10 億4,985 万 9,000 円となるものでございます。

次に、3 目史跡のまち基金繰入金でございますが、多賀城駅周辺土地区画整理事業のいわゆる補助裏に充当していたものでございますが、歳出で御説明を申し上げましたとおり、土地区画整理事業費(通常分)の減額によりまして、50 万円を減額するものでございます。

これによりまして、補正後の史跡のまち基金の平成 19 年度末における残高見込みは、9 億8,058 万 1,000 円となるものでございます。

次に、4 目長寿社会対策基金繰入金で 363 万円の減額補正をお願いするものでございます。 これは、説明欄記載の各充当事業で減額となったことによるものでございます。

なお、補正後の長寿社会対策基金の平成 19 年度末における残高見込みは、1 億 3,919 万 4,000 円でございます。

## ● 20 款 諸収入

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

53ページをお開き願います。

20 款 5 項 3 目雑入で、34 万 2,000 円の減額をお願いするものでございます。これは、2 節福祉施設利用者負担金等で軽度生活援助事業利用者の負担金を 9 万円減額するものですが、歳出で御説明いたしました、上半期の利用実績から利用者数が減ったことによるものでございます。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

次に、7節雑入で25万2,000円の減額でございます。これは狂犬病予防注射実費徴収金で、当初の見込みを102頭下回ったための減額でございます。

### ● 21 款 市債

○郷家市長公室長補佐 (財政経営担当)

次に、21 款 1 項 1 目民生債で 190 万円の増額補正でございます。鶴ヶ谷保育所、笠神保育所の耐震改修事業等に充当しているものでございますが、事業の確定によりまして、社会福祉施設整備等事業債の活用が可能となり、当初見込んでおりました市町村振興資金、こちらは充当率 75%ですが、これに対しまして充当率が 80%に引き上げとなりましたので、当初計上見込額との差額を補正するものでございます。

次に55ページをお開きください。

2目土木債で2億3,030万円の増額補正をお願いするものでございます。

1 節都市計画債では、説明欄記載の、1、街路事業債、県事業(鉄道高架)負担金でございますが、県の補正に伴い、県の通常補助分の事業費 5 億円が増額となりましたので、多賀城市負担額 1 億 600 万円の 55%、 5,830 万円が起債措置されることに加えまして、同事業における臨時交付金事業分の多賀城市負担分につきましても、臨時地方道路整備事業債(一般分)として 1 億 4,890 万円を発行できる見込みとなりましたので、計上済額との差額を補正するものでございます。

次に、説明欄記載の 2、土地区画整理事業債でございますが、補助事業費の確定に伴い、起債の額にも変更が生じましたので、当初計画額との差額 50 万円を減額するものでございます。

次に、3 節道路橋りょう債では 2,360 万円の増額補正をお願いするものでございます。これは新田高崎線道路改築事業(臨交分)につきまして、臨時地方道路整備事業債(一般分)として 2,360 万円発行できる見込みとなりましたので、追加補正するものでございます。

続きまして、41ページをお願いいたします。

第 3 表、地方債補正でございますが、補正前の起債総額 11 億 1,100 万円に対しまして 2 億 3,220 万円増額いたしまして、補正後の起債総額を 13 億 4,320 万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前の内容と同じでございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

## ○相澤委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入りますが、本委員会におきましても、これまでの特別委員会に倣って、多くの委員の皆さんから発言をしていただくため、発言は簡単明瞭にしていただくこと、発言の範囲は、議題となった案件に限られていること、質疑においては自分の意見や要望はできるだけ述べないこと、以上の点について再確認をしながら、質疑は1回3件程度として、初めに質疑の要旨を述べていただいた後に、1件ずつ質問をしていただくようにお願いいたします。

なお、当局においても、質問事項に対して的確に答弁していただくとともに、内容に誤り があった場合は、原則として本委員会の開会中に訂正いただくようにお願いいたします。

### ● 歳入質疑

#### ○相澤委員長

それでは、初めに歳入の質疑を行います。

## ○竹谷委員

事務的なことで恐縮ですが、3点。一つは、46ページの、保育所の入所の問題、それから、同じ46ページと48ページと同じですが、県、国庫の負担金の関係、それから、50ページの、自立支援特別対策の関係についてお尋ねをしたいと思います。

まず、最初に、保育所入所児童保護者負担の増ということで御説明され、補正が計上されました。この理由が、どういう内容で増になったのか。この辺を明らかにしておかないと、新年度の予算編成に当たってもいろいろ参考になるわけですので、どういう状況なのか、その辺を詳しく、ただ増だけでは理解できませんので、どういう内容でこういう増になったのか、それらについて具体的に御説明を願いたいと思います。

# ○小川こども福祉課長

増加の要因としては、児童数が特別にふえたとか、入所児童数がふえたというような部分も多少はあるのですけれども、所得階層、保育料の所得階層の区分で、当初、市町村民税の非課税世帯というふうな形で見ていた数よりも、課税世帯に移行になったことによっての、保育料の増とか、そういういろいろな要素がございます。その階層ごとに増減等がいっぱい出てきておりますので、その分の差額でもっての増というふうな形になります。

### ○竹谷委員

では、確認させていただきますが、保育所の児童の増加ではなく、保育をされている児童 の保護者の世帯の所得の増によって、入所の料金がこのように引き上がってきたという解 釈でよろしいですか。

#### ○小川こども福祉課長

主な要因としては、そういうことでございます。

#### ○竹谷委員

わかりました。

次の、民生費国庫負担金と県負担金、これは同じ考えでしょうけれども、人員の関係でというだけで、国庫では約330万円、県では740万円という数字があるわけです。人員の関係というのであれば、少なくともここにあります当初計画はどのぐらい見込んで、最終的にこういうことになったので、こういう補正になりますという説明をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

### ○小川こども福祉課長

それではお答え申し上げます。

ちょっと長くなりますが、よろしいでしょうか。

## ○竹谷委員

長くなるのであれば、詳しい資料を添付をして、理解をしていただくようにしないといけないのではないかと思いますけれども。そうであれば、その資料を、長くやって、皆が数字的に混乱しますから、そういう数字的な資料があれば、提出をしていただいて、このような状況になったので、こういうふうになったという説明をしていただければ幸いだと思いますがいかがでしょう。

## ○小川こども福祉課長

わかりました。資料を早速用意させますので。

### ○竹谷委員

これからの補正でも、いろいろな予算においてでも、やはりそういうものは、資料を出して、できるだけ理解が深まるような資料提出とか内容説明をしていただきたい。数字だけをぽんぽん言っても意味がないのです。数字は書いたとおりですから。この数字がどういう変化で生まれてきたのかということが大事な経緯になりますので、そういう点も含めてお願いをしたいと思いますので、後で資料をいただきたいと思います。

それから、3点目ですが、50ページの関係で、障害者自立支援特別対策事業補助金、これは新年度にはなかった補助金ですね。ですから、このものは、今年度新たになって、今後もこの事業費は継続されていくものなのか、単年度で終わりなものなのか、その辺の性格づけについてまず質問したいと思います。

## ○本郷保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

この事業については、先ほども説明いたしましたが、県事業でございまして、平成 19 年、20 年度 2 カ年の補助ということになっております。

## ○竹谷委員

そうしますと、この事業は県事業で、はっきり言って、施設事業、通所サービス利用促進 事業ですけれども、今いろいろな施設に対する補助金だと思います。運営補助金だと思い ますけれども、これは2年間と。 それから、もう一つ、ちょっと気になったのは、障害児を育てる地域の支援体制整備事業、これはどういう事業の内容なのでしょうか。ここではどういうところに、どういうような補助金を出すということなのでしょうか。

## ○本郷保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

これも県事業なのでございますが、市町村が、障害児を抱える親の不安解消のための交流の場を整備し、気軽に利用できるような仕組みとするというようなことの目的で、この備品とそれから消耗品については、「太陽の家」、それから健康課の方の母子健康センターの方に「遊びの教室」、そういったところに利用する備品、そういったものを整備するものでございます。

## ○竹谷委員

これも、新事業なので、やはり詳しい説明書をつけることが大事ではないかと思いますけれども、その辺についても、こういうところにこのぐらいのお金を出すのだということで、明確にしておいた方がよろしいのではないかと思いますので、もし差し支えがなければ、歳出との関係はありますけれども、そのような具体的な資料を提出していただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

## ○本郷保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

資料ということではなくて、私の方の説明がもし不足であれば、購入品目としては、需用費としては畳、マット、それから「太陽の家」の方については、心の理論課題検査というものを購入し、設置するということでございます。

#### ○相澤委員長

よろしいですか、竹谷委員。

## ○竹谷委員

私はいいのです。「太陽の家」に何をやるかは別として、このぐらいの予算、このぐらいのお金を「太陽の家」としては使用するのだと。母子健康センターの「遊びの教室」の関係では、このぐらいの予算で、器具を購入してもらうのだと、そういうふうなこの下の方の予算については配分したいのだと。

それから、上の方であれば、先ほど 7 カ所から 9 カ所と言いましたね。歳出のところで。これについては、ここのこういう施設には、このぐらいのお金を出していくのだというものがあると思うのです。なければおかしいと思うのです。この予算が出ないはずですから。歳出の予算も出ていますから。今、歳入に絡めて聞いているのですけれども、できればそういうものを出していただければ、平成 20 年度も継続する事業ですから、いろいろと 20 年度の出し方の問題もあると思いますから、それらも、やはり新しい事業ですから、ひとつそういう数字的なものを出していただければ、私は助かると思いますので、お願いをしているところですけれどもいかがでしょうか。

## ○本郷保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

通所サービス利用促進事業補助金については、先ほど「のぞみ園」ほか7施設というようなお話をいたしましたが、「のぞみ園」、そのほか「白石あけぼの園」「あすなろ」「ぎんの星」「蔵王すずしろ」「みお七ケ浜」「さくら学園」「松の実」というふうになっております。

それで、金額の内訳でございますが、「のぞみ園」(「資料で出してくれと言っているのです」の声あり)は 300万円、「あけぼの園」20万 2,490円、「あすなろ」58万 640円、「ぎんの星」10万 1,360円、「蔵王すずしろ」10万 3,420円、「みお七ケ浜」18万 7,500円、「さくら学園」26万 860円、「松の実」6万 4,660円となっております。

それから、備品等についてでございますが、母子センターの方については、先ほど、畳、マットということで、それからプレイバルーン、それから発達検査セット、「太陽の家」には心の理論課題検査、U型スクーター、エアポリンミニ、メッシュトンネル、折り畳みピクニックテーブルというふうになっております。

#### ○相澤委員長

ただいまの説明でよろしいですか。

## ○竹谷委員

わかりました。では後で資料をもらいに行きます。ここで公式に出したくないのでしょうから。私が後でもらいに行きますので、今おっしゃった内容をペーパーに書いていただきたいと思います。それで結構です。

## ○相澤委員長

ここで 10 分間、11 時 10 分まで休憩といたします。

午前 10 時 58 分 休憩

午前 11 時 10 分 開議

### ○相澤委員長

再開いたします。

こども福祉課長の方から配付された資料に対する説明があります。

## ○小川こども福祉課長

先ほど、竹谷委員から資料を求められたものですから、この資料に記載の説明だけちょっとさせていただきます。

両面コピーになっていますけれども、国庫負担金とあと県負担金というような部分で分かれております。

国庫負担金の方でちょっと説明させていただきますけれども、左側の方は平成 19 年度の当初予算でございます。児童手当の被用者、非被用者、それから特例給付、小学校修了前特例給付と、被用者、非被用者ごとにそれぞれ、あと第 1 子、第 2 子加算とか、第 3 子加算の部分も含めての総体的な人数、小計の部分がそのトータル人数でございます。

それぞれ金額違いますので、それに基づいて積算したのが支払金額の計ということでございます。

交付率というのは、これは国庫負担率でございまして、国が、国庫負担金の場合は国が 10 分の 8 を負担することになっておりますので、それに基づく歳入見込額が、例えば児童手当の被用者の分ですと 1 億 352 万円というふうな形になると。

それから、次の右側の方が、決算見込額として出している部分でございます。これの差額が 414 万円というふうな形で、人数的な差はちょっと出しておりませんけれども、例えば 被用者の小計の欄で見てみると、当初で 1 万 3,968 人と見ていたものが、決算見込額では 1 万 4,497 人になる見込みということでの結果として、その差額なり何なりで増減が伴ってくると。先ほどの説明欄の記載の(1)の被用者の分から、(5)の小学校修了前の特例給付部分の(5)までのトータルで、国庫負担分が、一番下になりますけれども、 339 万 4,000円の減額というふうな形になります。

その裏のページの方は、同じようなあれですけれども、先ほども言いましたように、交付率というのは今度は県の負担率でございますので、これの積算結果として出てきております。最終的に被用者の分から小学校修了前の特例給付分までのトータルで、県負担分で 742 万 7,000 円の減というふうな形でございます。以上でよろしいでしょうか。

#### ○竹谷委員

いい資料を出してくれますね。これは、この資料に出ているマイナス、差額、マイナスというところが、この予算書でいけばプラスに出ているということですね。そういう見方をすればいいということですね。そういう見方でよろしいですね。そこを説明しないと、予算書と合わない。

#### ○小川こども福祉課長

そのとおりでございます。

## ○竹谷委員

そういう意見でいいですね。(「はい」の声あり)ありがとうございます。

#### ○佐藤委員

46ページと、あわせて 54ページ、両方にかかるのですが、46ページの方の、老人ホーム 入所者負担金のところで、応募がないというようなことをちょっと聞いたような気がする のですが、もう一回説明をお願いします。

それから、54ページのところでは、かなりの金額が余っていて、どのような背景があるのか、分析していればお話しください。

それから、もう一つなのですけれども、52ページの、総務費委託金の県民税徴収、税収、 県税でも市税でも何でもいいのですが、徴税するときの心というか態度というか、そうい うことについてちょっとお伺いしたいのですけれども、しばらく、1カ月ぐらい前ですか、 市役所ロビーにゲンチャリ・原付バイクが飾ってありました。それで、何だろうと思って 見ましたら、「差し押さえするのに、大きなかぎをかけて」どうのこうのと書いてあって、 私、時間がなくて、その文言を控えかねたのですけれども、とても不愉快に思ったのです が、あれはどういうことからあのようなことをしたのか、説明してください。

## ○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

それでは、まず、46ページの、老人ホーム入所者等負担金の御説明をさせていただきます。

これにつきましては、現在、養護老人ホームに2名の方が入所なされているのですけれども、その方の入所者本人の負担分の収入でございます。

今回減額いたしましたのは、新年度、いわゆる平成 19 年度で新たに 1 人、いわゆる養護老人ホームに申し込みがあった場合、本人の負担金が生ずることから、当初予算で計上しておりましたが、今現在、新規の養護老人ホームへの申し込み者がないことから、1 名分を減額させていただくというものでございます。まず、この点についてはよろしいでしょうか。(「はい」の声あり)

では、続きまして、54ページの、一連の歳入減というふうなことになるのですけれども、一つは、新年度の予算の計上の段階では、高齢者の伸び率に、前年度、いわゆる平成 18 年度の実績から新年度予算を計上しているところなのですけれども、現実に、今年度 4 月から 9 月末までの実績をもとに、再計算をしてみましたところ、全体でこれぐらいの減額になったというふうなことなのですけれども、今後、10 月から 3 月までにあらわれるそれぞれのサービスの利用者が、当初の目標を下回っているというふうなことでございます。

なお、一つ一つ、実は多分要因があると思うのですけれども、例えば敬老会などについては、事業が完了したことに伴いまして、執行残というふうな意味合いもございますし、中には、敬老祝金を辞退される方もいらっしゃいます。77歳で 5,000 円、88歳で1万円、それから、今年度から 20万円に減額しました特別敬老祝金も、1名の方が辞退しております。そんなことがありまして、執行残としてこれだけのものが出てきたというふうなことで、計上をさせていただきました。

# ○永澤納税課長

先日、「税を知る週間」に展示したもので、御不快を感じられたということでございますが、私どもでは、やはり納税の公平を期するために、納税していただけない場合には、ああいったことも行うということを示しているわけです。

先日、河北新報でも報じられましたが、現在、宮城県塩釜県税事務所、多賀城市、七ケ浜 町で、共同で、合同で、自動車の差し押さえに着手すべく、今行っているわけです。その ことをアピールしたものでございます。

## ○佐藤委員

アピールするのはわかるのです。自動車の差し押さえも、多賀城は、言葉が適切かどうかわからないですが、いち早くインターネットとかさまざまなところを使って、先進地だというのも皆さんよく御存じで、そういうのは、ネットを使ってやるにしても何にしても、対役所との間でやることで、ああいうふうにして見せしめ的な行為は、本当に市民に対して失礼だと思います。

あれをやられて、何も感じないという人の方が、私はおかしいのではないかと、あの大きなかぎをかけて、「こんなふうになります」というような。ああいう態度をどう思います。 市長。集める側の姿勢としてどう思いますか。

#### ○菊地市長

いや、私も、納税の関係だというのはちょっとわからなかったのです。はっきり言いまして。その関係で、佐藤委員がおっしゃるように、確かに不快な気持ちは与えるかなというふうな思いは私もするところでございます。

## ○佐藤委員

事情があって納められない人も、それからお金があっても納めない人も、一律に扱うこと にも問題がありますし、そして納められないところの思いを思いやりながら徴税していく のが、皆さんの仕事ではないですか。ああいう姿勢は本当に問題だと思いますよ、私は。 私、本当にどきっとしました。私、バイクに乗っているので、なおどきっとしたのですけ れども。

本当に人ごとではないというような状況の人がいっぱい市役所を訪れる中で、ああいう見せしめ的な行為は慎んで、本当に自分の心の中で常に戒めながら仕事をしなければだめだというふうに私は思います。厳重に注意というか、今から心がけていただきたいというふうに思いました。

もう一つです。54ページの方の、さまざまな項目が余っているということでは、宣伝の方法は十分なのかとか、掘り起こしが十分なのかということの手だてはやっているのでしょうか。

それから、もう一つなのですが、ここにタクシーチケットもこの項目に入りますね。ここの欄の中に。入りませんか。ああそうですか、わかりました。

その辺をもう一回お聞かせください。

## ○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

これらのサービスの PR 方法ということでの御質問ということで、お答えさせていただきます。

現在、多賀城市では、「お元気ですか訪問事業」ということで、ひとり暮らしであるとか、 高齢者のお宅を年に2回から4回ほど訪問させていただいております。

その際に、高齢福祉事業と介護保険サービス事業についての説明は、何度もさせていただいているところでございます。

また、新年度当初においても、全般的な高齢または介護サービスの PR 用のチラシ等を、市政だより等と一緒に配布したり、回覧したりというふうなことで、PR にはその都度努めているつもりでございます。

### ○佐藤委員

要求があるだろうと思って立てた予算ですから、ぜひ満額、むだ遣いしろというのではないですよ。きちんと適切な人に使っていただけるように、さらに深めていっていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

## ○根本委員

46ページの、児童福祉費負担金で、先ほどの説明では、増額の理由について、所得層の変更が主な要因だと、こういうお話がありました。

主な要因ということは、先ほど課長もおっしゃっていましたけれども、児童数の若干の増もあると、こういうお話でございました。

これは保育所に入所している児童の増額という補正でございますが、入所できない方も結構いらっしゃる。一方ではこういう問題がございます。特に西部地区では、非常に今人口が急増しておりまして、新田も高橋も、そしてアパートが結構あると、こういう状況の中で、若い子育て家庭の方が非常に多い、そしてあかね保育所に入れないという、こういう現状がございます。そういう現状をどう認識しておられますでしょうか。

## ○小川こども福祉課長

やはり、年度初めは、待機児童ゼロを目指して、我々としては行っているわけなのですけれども、年度途中からの待機児童が大量に発生してきているのが現状で、ことしも今、来年度用の入所申し込み関係を受け付けておりますけれども、やはりどうも増加傾向が顕著に見られるということで、どうにか保育所、現在の弾力的運用なりを最大限に活用しながら、入所をできるだけさせてあげたいとは思っているのですけれども、現実的にやはり入れない方がおいでになるということも認識しておりますし、何らかの方法で、行政がみずから建てることもしかりでしょうけれども、それ以外の民間保育所の誘導策等を、今後いろいろ考えてみたいと思っております。

#### ○根本委員

この問題につきましては、課長初め担当職員の皆さんも、仕事をしながら、子供が預けられない、そういう実情をよく把握しておられまして、現状的には、実際には入れない、そのギャップの中で大変心を痛めて、お仕事をなされているのではないかとこのように思います。

あかね保育所に入れないために、浮島保育所、あるいは志引保育所もだんだんと入れない、 そういう状況にもなってきておりまして、西部方面の方があかね保育所に入れないために、 そちらに行く方も結構いらっしゃると、こういう話も伺っております。

そういう現状を踏まえますと、やはり今後、あかね保育所の増設が可能かどうか私はわかりませんけれども、増設をするか、あるいは西部地区のそういう要望にこたえる、子育て家庭を応援するために、どういう施策が必要なのか、やはり考えていかなければいけない、このように思うのですけれども、これはどうなのでしょう。副市長。

### ○鈴木副市長

これは、確かに西部地区の方が人口がふえていまして、子供さんもふえているというのが実態でございます。

その中で、一方で、今度幼稚園の方が子供が少ないという状態も出てきております。ですから、今は幼稚園の方でも、3歳から受け入れてもらうようにしたり、今ある施設の中で、何とか融通しておさめようというのが、今の姿勢でございます。

その中で、新しいのができればいいということでございますので、それも諸般の事情がございますので、そういった今の制度の中で何とかやりくりして、その需要に対応していきたいということで、今取り組んでいるところでございます。

#### ○根本委員

今の制度の中でおさまればいいのですね。そこなのです。今の制度の範囲内できちんとおさまって、西部地区のそういう子供さんたちが入所できる状況になれるのかどうか、なれない、そしてまた、顕著に増加傾向にあるという、今の課長のお話は事実でございますから、そういうことも考えたときに、やはり何らかの手を打たなければいけないとこう思いますので、今後、西部のそういった方々のために、真剣に御検討していただければとこのように思います。

### ○藤原委員

今の根本委員の件なのですが、12月1日現在で、待機児童がどのぐらいいるのか、そのデータをいただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

それから、52ページの、先ほどの徴税の件なのですけれども、差し押さえの原動機付自転車が回収手段として展示されていたということなのですが、その市税を滞納されている方の中に、私、相当多重債務を抱えている方もいるのではないかというふうに思うのです。そういう場合に、税務課としてはどういう対応をされているのかということについて、お答えいただきたいと思います。

#### ○相澤委員長

最初に、こども福祉課長、出せますか。待機児童の。(「後でよろしいですか」の声あり)

#### ○永澤納税課長

ただいまの件ですが、最近では新聞等で、市町村等が介入して、積極的に回収するというような手法もとられつつあります。

ただ、多賀城市では、現在までそういった方々がいた場合、債務額が相当多い場合、まず 弁護士等に相談して、自己破産なりの清算をするように勧めてまいりました。これが今ま で行ってきた多賀城市の方針です。

#### ○藤原委員

例えばそういうケースが、今年度の場合はどのぐらいありましたか。

## ○永澤納税課長

ちょっと数までは把握しておりません。ただ、その方々は、ことし急に始まったという方は、私はちょっと余り記憶にないのですが、やはり長い方で 10 年以上の長期という方は複数人といいますか、二けたは確実にいらっしゃいます。

### ○藤原委員

私もいろいろ相談に乗ったりもしているのですけれども、怖い方に先に金を払うのです。 市役所の税務課もかなりぐじゃぐじゃ差し押さえるので、でもまだ怖い部類には入らない ようなのです。やはり怖い方に払うのです。ちょっとでもおくれると電話が来る、あるい は訪問もされると。大体税金を滞納している方々は、そういう方がかなり多い。多重債務 がなくても、そういうことに頼らないで、お金を何とか回して、その中で滞納ということ もあるのですけれども、かなり多いと言われています。

ですから、私は、差し押さえする、悪質な方はそれは差し押さえしてもいいと思うのですけれども、資産もある、給料もある、だけれども払わないと。そういう人は差し押さえしてもいいのですけれども、私はかなり多重債務を抱えている方がいるのではないかと。

例えば、市営住宅の家賃を払わないで、裁判にかけて出ていってもらった人もいましたね。 払わないのはこれ自体悪い。ですけれども、どうも私は、今になっていろいろ考えてみる と、多重債務を抱えていた方もそれなりにいるのではないかというふうに思うのです。

そうなると、そういうふうな方と一番接する機会の多いのは税務課、まずは税務課です。 水道は、払わないと元栓を締められるので、余りそういうことはないかもしれないのです けれども、私は税務課がやはりそういうのは多いと思うのです。

そういう点で、税務課のところで、そういうふうな実態をつかむ努力も一面でしないと、 ただ差し押さえするだけでは、私は解決しないというふうに思うのです。そういう点で、 何件あったかもちょっと言えないようだと、私はまずいのではないかと。 私は、6月の議会のとき一般質問をやっているのです。この問題で。政府自体が、「役所ぐるみでやることが大事なのだ」ということを言っているわけです。住民と接するのは役所が一番なのだと。福祉があり、税務課があり、そういうネットワークの中で解決するようにしなければいけないのだということを言っているわけです。そして、私が一般質問をしたら、「既に多賀城はやっています」という答弁だったのです。6月の議会では。ですけれども、どうも今の話だと、余りつかんでいないような感じがするのですけれども、どうですか。

### ○永澤納税課長

納税課では、生活相談といいますか、そういった法律相談に訪れた方については、把握は しておりません。私どもが納税折衝の中で把握している方々について今申し上げました。

### ○藤原委員

ですから、実際にそういって頑張っているのであれば、もう少し努力の状態を私はリアル に回答できるのではないかと思うのです。まず今の答弁では、そういうのをつかんだ場合 には、相談窓口に紹介するなりは、そうしようとしているのだということで受けとめておきます。

それから、56ページです。県事業負担金、鉄道高架で2億720万円の起債が認められたということですね。これもちょっとこれだけ出されるとわからないので、事業費ベースで幾らで、国の補助金が幾らの見込みで、県と市がそれぞれ幾らずつの負担の予定だったのだと。それが事業費ベースで幾らにふえて、国、県、市がそれぞれ幾らふえたのかということを表にしていただきたいのですけれども、いかがですか。

#### ○相澤委員長

多賀城駅周辺整備課長、今の要求出せますか。(「はい、お出しします」の声あり)

### ○藤原委員

41ページ、今年度の起債総額が13億4,320万円だというふうに理解していいのですね。それで、元金償還は幾ら予定していたのでしょうか。

## ○郷家市長公室長補佐(財政経営担当)

元金償還につきましては、17億7,477万3,000円を当初予算で予定しておりました。

## ○藤原委員

それで、今回の補正には、その公債費関係の補正はなかったのですが、実は、共産党の議員団、11月30日に県の企業局に行きましたら、どうもことしの8月に、借りかえの条件が大幅に拡大をされたと。実質公債費比率が18%を超えた自治体は、金利5%以上の政府債や簡易生命保険資金、あるいは公営企業金融公庫資金等、5%以上が借りかえの該当になるというふうに説明を受けたのです。

それで、その文章を、ちょっと共通認識にした方がいいと思うので、その文章を、政府の 通達を全員に配っていただきたい。

それから、使えるものであれば、今回なぜ補正できなかったのかと。使えるものが多賀城はなかったのか、すべてもう一般普通債、普通会計債というのは、すべて 5%以下になっているのかどうか、その辺についてはいかがですか。

## ○郷家市長公室長補佐(財政経営担当)

今の御質問にお答えします。

今、御指摘があった件につきましては、平成 19 年度公的資金補償金免除繰り上げ償還ということで、国の財政融資資金ですが、旧資金運用部資金、それから旧簡易生命保険資金、そして公営企業金融公庫資金。資金運用部資金と簡易生命保険資金につきましては、平成 4年5月31日までに借りたもの、それから、公営企業金融公庫資金につきましては、平成 5年8月31日までに借り入れをしたもので、金利の高いものについては、今回、特例ということで、地方自治体の高金利の地方債の金利負担を軽減するということで、政府の方で平成 19、20、21年度の3力年に限り、繰り上げ償還を認めるという制度でございます。

その際、保証金も今回は免除いたしましょうということで、先ほど御指摘のあった文書につきましては、8月の下旬ごろに県の方から正式な通知が来ておりました。取り扱いの実施要綱ということで、通知が来ておりました。

概要につきましては、今の3資金につきまして、普通会計債につきましては、実質公債費 比率が18%以上の団体につきましては、年利5%以上の残債務について繰り上げ償還の対 象となるということで、多賀城市につきましては、決算議会でも御説明しておりましたが、 18.3%ということで、この対象に該当しているということでございます。

今回、補正になぜ上がらなかったかということでございますが、現在、国それから県と、この取り扱いにつきまして、基礎的な数値について今調整をしているところでございまして、また、この繰り上げ償還に係る財源、借りかえあるいは別のところからの借り入れということになろうかと思いますが、その辺の制度がまだ国の方から詳細示されておりません。

ただ、平成 19 年度の返済の繰り上げ償還の時期が 3 月の定例の償還時期、3 月下旬になりますが、そのときにということでのスケジュールで進んでおりますので、詳細がわかり次第、遅くとも 2 月補正までにはお願いしなければならないというふうに考えておりました。

ただ、残念ながら、まだ詳細が決まっておらないという部分がございまして、まだ補正は お願いしていないという状況でございました。

## ○藤原委員

その政府の通達文書自体は出していただけますね。

○郷家市長公室長補佐(財政経営担当)

総務省の方からの写しということで、県の方から通知が来ておりますので、その写しはございます。

#### ○米澤委員

私の方からは、1点だけなのですけれども、46ページの、留守家庭児童学級、こちらのあれなのですけれども、入級児童の保護者負担金という項目なのですけれども、これは学校の敷地内にあるうぐいす学級とか、そういった関係のものでよろしいのでしょうか。よろしいのですか。

## ○小川こども福祉課長

各小学校区にそれぞれ、児童館と児童センターにも併設されているのがありますけれども、各小学校区にそれぞれ1カ所ずつ、東小学校ですと、留守家庭児童うぐいす学級というふうな形の部分でございます。

## ○米澤委員

先ほど、根本委員の方から言われた保育所関係でも、いまだにやはり入所できない方がいらっしゃるということは、これは入学されてからも、低学年、今、1年生から3年生まで預かっている方が多いと思うのですけれども、それに関連して、保育園でもそういう形ということは、入学されても、児童を預けるためには、結局、地域によっては満杯状態というのは伺っております。

そのために、この辺での今後のもうちょっと対応策として何かあるのか、ちょっと伺いたいと思いました。

それと、今、その児童の保護者の負担金は、1カ月お幾らなのか伺いたいと思います。

## ○小川こども福祉課長

まず、負担金の関係について、月額 3,000 円でございます。

あと、生活保護世帯とかそういう方に関しては、 1,500 円というふうな形の免除規定があります。

それから、その留守家庭の場所にそれぞれよりまして、定員はそれぞれ 40 名ということにしてあるのですけれども、それを大幅に上回るような入級をせざるを得ないような状況になっておりますので、4 年生以上の部分について、なかなか受け入れすることは、今の施設の中では難しいということを御理解願いたいと思います。

#### ○米澤委員

では、今後の対応策としても、検討の余地はまるっきりないということなのでしょうか。 その辺もちょっとお伺いしたいと思います。

## ○小川こども福祉課長

今後の需要なり何なり等も含めまして、分級なども今ちょっと視野には入れてはいるのですけれども、財政的な問題とかそういう部分もありまして、それにかわる何かの措置をもっと考えられないかということも含めて、今検討している最中でございます。

# ○相澤委員長

以上で歳入の質疑を終結いたします。

## ● 歳出質疑

#### ○相澤委員長

次に、歳出の質疑を行います。

## ○佐藤委員

60ページの、総務費の一般管理費の13節委託料のところで、歴史の道・詩都景観形成事業に係るワークショップで、済みません、もう一回説明をお願いしたいと思います。

それから、64ページ、自動交付機が長崎屋から返されるということで、今、総務課かどこかで預かっているということなのですが、どこに置くつもりなのかお聞きしたいと思います。

それから、もう一つなのですけれども、上の欄の、12節役務費のところですが、派遣の職員をやめて、職員に切りかえたというような説明だったのですが、どういう事情があってそういうふうになったのかを御説明をお願いいたします。

もう一ついいですか。80ページなのです。環境衛生費なのですけれども、塩竈斎場に要する経費のところで、ちょっとここに係るかどうかわからないのですけれども、私、このごろ、2件ほど、生活保護の方が亡くなるか、亡くなるような状況の中で、お葬式、お経を上げるお金がないとか、いろいろなことがあったのですが、最終的に、納骨できるところがないと。お寺さんがなくて、「どうしたらいいですか」という相談に、2件立て続けにあったのです。

そのときに、そういう方たちのための共同墓地のようなものがあればいいなと思ったのですが、そういう検討も、そろそろ研究し始めてはいかがかという提案ですが、希望的観測でも何でもいいですけれども、お答えお願いできればありがたいのですが。

#### ○鈴木地域コミュニティ課長

先ほども申し上げましたけれども、これにつきましては、ことしの 10 月と 11 月に、「歴 史の道」の探索ツアーを実施してございます。

これらの探索ツアーをやりまして、いろいろと市民の皆様方から御意見なり御提案なりをいただいておりますので、それらの基礎データをもとにいたしまして、今度、参加者の方、それからいろいろな方々をお呼びいたしまして、ワークショップを開催することにしております。

そのワークショップを開催するに際しまして、市民提案型のまちづくりに関しまして、専門的な知識、ノウハウを持った方に、その問題、課題の整理とか、意見集約とか、助言、取りまとめなどをしていただく「ファシリテーター」と呼ばれる総合調整役の方をお願いすること。

もう1点は、その「歴史の道」のことについて、総合的ないろいろな意見が出たもので、「歴史の道」のルートをお伝えするマップづくりをしたいと考えておりますので、その部分の制作、マップの制作をあわせて委託するものでございます。

## ○小林市民課長

自動交付機の設置場所についてお答えいたします。

市民会館のロビーに設置する予定でございます。稼働は1月5日よりということで考えております。

まず、今現在、市民サービスセンターにある自動交付機は、12月27日に移設する予定でございます。それを市民会館のロビーに設置いたしまして、1月5日より新しい移設場所で稼働するという予定になっております。

## ○内海総務部次長(兼)総務課長

3点目の御質問で、派遣から非常勤へ切りかえるということの理由でございますけれども、ことしの第1回市議会定例会の中で、このお話がございまして、平成18年度の3月から、こういった形で労働者派遣による窓口業務を行ってきたところでございます。

これらにつきましては、窓口業務のアウトソーシングに向けた一つの対応として、労働者派遣を受けながら、職員でなくとも支障なく行える業務の切り出しを行ってみて、それらの見通しが立ちましたならば、業務委託への可能性も探れるのではないかというふうなことで行ってまいりました。

ことしのその3月の状況から今日までの状況を見ますと、なかなかそういった職員が行う部分と、それから派遣職員が行う部分との業務の切り分けが、現状ではなかなか難しいというふうな状況になってございます。

これは、中身が何かと申し上げますと、実は、多賀城市の、例えば窓口職員が操作をしますコンピューターなのですけれども、通常、今ですと、ウインドウズという仕組みで動いているコンピューターがほとんどなのですが、多賀城市の窓口で使っております画面、それ自体を見ますと、もう 20 年も前の画面展開ということで、なかなかその新しい人が操作になれるというふうな部分で、非常に取りつきにくいというふうな状況にございます。

そういったことが一つで、窓口に派遣された職員の方々が、なかなかそういった操作になれないということが一つと、それと、「機械操作をお願いします」というふうな形で派遣を受けておったのですが、機械操作そのものよりも、やはりお客さんとの対応、そういった部分に中心的な業務が偏ってきているということで、派遣の理由でございます端末操作というふうな形での派遣を受けておったのですが、なかなかこういった形に業務自体を特化することができなかったということがございます。

そういったようなことから、見通しとして、なかなか現在の市民課の窓口業務だけでは、いわゆる委託に向けた業務切り出しが困難なのではないだろうかというふうな、一つの方向が出てまいりましたので、一たんここは、労働者派遣をこの2月までで終了しまして、3月から非常勤職員に切りかえをした上で、体制的には同じような体制で対応するわけですけれども、そういった対応でやってまいりたいというふうに考えたところでございます。

# ○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

共同墓地についてでございますけれども、他の自治体の状況等を調査しまして、これから 勉強させていただきたいと思います。

#### ○佐藤委員

今の共同墓地のことからですが、何か潜在的な需要はかなりありそうなのです。ぜひ研究 課題の一つとして深めていっていただきたいと思います。

それから、もう一つ、自動交付機のところなのですけれども、文化センターに置くということで、これを聞いたとき、西は山王地区公民館にあるでしょう。それから、あと市役所と、大代は大代地区公民館にあると。バランスよく置けるのはどこかなと考えましたら、桜木あたりはいかがなものかと思ったのですけれども、そういう案は検討はされなかったのか。文化センターだと、市役所と近いと言えば近いですし、坂を上ってくるのに結構大変だというような声も聞かれたりして、そんなこともあるので、そういう検討はされたのか、されないのか。あるいは文化センターがもう決まって動かせないものなのかどうなのか、もう一回御返事をお聞かせいただきたいと思います。

それから、60ページの、「歴史の道」の市民提案型のそのまとめるところと、総合調整役にというようなことなのですけれども、市内というか、役所というか、市民のところで完結はできないものなのでしょうか。こういう外部の調整ということではなくて、市民のところでワークショップといいますか、いろいろな人たちを集めてつくっているというようなところも、自治体などではいろいろな場面で聞かれるのですが、そういうことはいかがなのでしょうか。

## ○菊池市民経済部長

自動交付機の設置場所でございますけれども、設置するときにも、やはりいろいろ検討しました。

ただ、今回は、駅前にある自動交付機ということで、やはり、先ほど委員が言われたように、山王、それから大代というふうなものもありますし、ですから中央と、公民館ありますので、やはり今まであった中央地区の方にそのまま移設したいというふうなことで検討しました。

最終的には、ずうっとそのままでいいのかと、文化センター・市民会館でいいのかという こともありますので、将来的には駅前の方に、開発とかそういうものが進みますと、また、 ただいまの観光案内所、あそこも今度移設することになりますけれども、あれも含めまし て、将来的にまた中心に持っていくというふうな考えもありますので、今は暫定的にとい うふうなことであれば、今の中央公民館、要するに文化センターということで考えて設置 したということです。

## ○鈴木地域コミュニティ課長

市民の皆様方の中での完結ということの御質問でございますが、一応、さまざまな意見を持った方々が参加すると思われます。

それで、当初、市職員が司会進行役をということも考えました。そうすれば、当然業務委託もかからないものですから、そういうことも方向性としては考えさせていただきましたけれども、市の職員が司会進行役をした場合、市が参加者を都合のよい方向に誘導しているのではないかとか、そういう問題が指摘されますし、また、職員と市民という立場上、どちらかに遠慮が生まれたり、対等の立場で議論ができないのではないかということが想像されますので、参加者の自由闊達な意見をいただくということで、第三者の公平な立場での司会進行をということで、業務委託をするものでございます。

#### ○相澤委員長

ほかにございますか。

### ○竹谷委員

まず、今の佐藤惠子委員の60ページの関係ですが、「歴史の道」の問題ですけれども、専門家を交えての問題、議論になってくると、その専門家が描いているイメージに持っていかれる可能性はあるのではないかと。

というのは、今まで、多賀城市のいろいろなものは、確かに市民も交えていろいろ議論を されますけれども、最後、委託をすると、どうしても委託した方々のノウハウというもの が前面に出て、その根底に出てきて、その事態に即応していかないものも今までありまし た。 そういう経過を見れば、先ほど佐藤委員もおっしゃったように、市民協働という立場でこれを進めていこうというスローガンでやっておったのではないのかと。そうすると、スローガンから一歩後退するのではないか、少なくとも。その観点からいけば、専門家を入れて整理をしていくということになると、どうなのかという気がするのですけれども、その辺はいかがでしょうか。まずそれから聞いていきます。

## ○鈴木地域コミュニティ課長

確かに、委員おっしゃるとおりに、そういうことも懸念されるかと思います。

ただ、ワークショップという形で、参加者の自由討議を主体にして、我々自身もどういう 参加者が、どういう結論を求めるのか、どういう形を望んでいるのか、それはまだ見えな い状況でございます。

それで、ワークショップの利点というものは、参加者同士がいろいろ結論を求めて、自由 討議で結論を導き出すというものを利点としておりますので、確かに専門家が入ると、そ ういうことが、そっちの方向に誘導されるのではないかということもございますが、我々 としては、参加者の意見が優先されるものと考えております。

### ○竹谷委員

それともう一つ、ここの状況を見ますと、「歴史の道」の場合に、今までいろいろな事業で背景があると思います。その背景をどのように活用していくのかということも、一つの。ですから、役所が全部入らないということになると、今まで都市計画決定をして、いろいろつくってきた、いろいろなまちづくりをしてきた、そのようなものをどのように活用していくのかとなると、私は、市民、ワークショップの皆さん方はそこまで理解をしていないのではないかと。その辺をどのように誘導していくのかというのも、一つのポイントではないかと思います。

もう一つは、地域をどのように選定していくのか、国府多賀城駅を中心として、それからの「歴史の道」なのか。それとも、政庁跡を中心とした「歴史の道」なのか。この辺のプロセスがきちんとしていないと、今申し上げた、せっかくやってきた今までの計画してきて、一部完成しているものが、いわば活用されないままになっていくということになると、大変な問題になってくるのではないかというふうに思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

## ○鈴木地域コミュニティ課長

委員おっしゃるとおりだと思います。

それで、業務を委託する業者の方には、その多賀城市の歴史とか、今までの計画なども踏まえて、当然、情報としてお知らせしなければならないと思っております。

また、今回のワークショップの中には、職員研修の一環を含めまして、職員も 14 名ほどできれば参加させたいと。もちろん一事業所の職員としてでございますが、そういう形で、自由な発言をさせるために、職員研修も含めて参加させたいと考えておりますので、その辺も、委員御指摘の、今までの計画であったり、これまでの経緯というものを、職員の方にも少し勉強させていきながら、そういうことがないように注意をしたいと思います。

また、今後、地域をどのように設定していくのかということでございますけれども、この 点につきましても、やはりワークショップに参加する市民の方が、どういうふうな道を選 ぶのか、これもまたワークショップを開催してみませんと、何ともお答えできないところ でございます。

#### ○相澤委員長

途中ですけれども、ここでお昼の休憩に入らせていただきます。再開は1時でございます。

午後0時00分 休憩

### 午後0時58分 開議

#### ○相澤委員長

時間前ではございますが、おそろいですので再開いたします。

最初に、地域コミュニティ課長から発言を求められておりますので、これを許します。

### ○鈴木地域コミュニティ課長

午前中の質問に対しまして、若干補足説明をさせていただきたいと思います。

佐藤委員、また竹谷委員からの御質問におきまして、専門的な方への委託という点でございますけれども、当該事業は、市民参画と協働をキーワードとして推進していることから、民間企業ではなく、NPO 法人の中から選定し、都市づくりに関する調査研究、また市民を対象としたフォーラムやワークショップなどの、企画運営などをしている NPO 法人を考えております。

次に、竹谷委員の御質問についてでございますが、委員御質問の、これまでの経緯や、経緯をわかっていなければだめなのではないかという御質問でございますが、当然ながら、城南土地区画整理事業の際に策定されました「悠久ロマン街道」の点や、それから特別史跡、国府多賀城駅なども総合的に含めまして、今年度、モデル事業として総合的に検討してまいりたいと考えております。

#### ○竹谷委員

明快な回答をいただきましてありがとうございます。

これは、私、一般質問でも、市長に、「歴史の道」の提言について、このことを含めて質問をさせていただきましたけれども、当時の回答では、そこまで突っ込んだ回答はございませんでした。大変ありがたく思いますが、特に、南北大路を含めて、城南土地区画整理を行うときに、検討委員会を立ち上げて、約1年間、ここに部長で参加された方もおられると思いますが、市からたしか3,000万円ぐらいのお金を補助金としていただいて、大きなプランをつくり、そのプランに基づいて、南北大路を中心としながら、史跡のまちにふさわしいまちづくりをする。そして、また、シンボル的にどのようにしていくかということを含めて検討され、専門家を交えて検討いたしました。

そのデザインは、多分、申しわけないですけれども、建設部にあるのではないかと思います。そういう物件も参考にしながら、この問題に取り組んでいただきたいというふうに思うのです。

というのは、実はそのとおりにならなかったのです。なぜかというと、当時、国からの補助金を相当見込んで計画をしました。グレードアップも約5割ぐらい、50%ぐらいだと思いました。多く見込んでやったのですが、最終的に2割ぐらいしか来なかったということ

で、そのプランの、はっきり言って、10分の1か、20%か30%ぐらいのプランで終わってしまったという苦い経緯もあるものですから、せっかくこういうものを市民総参加でやるとすれば、そういう基礎的なプランもあるわけですので、そういうことも参考にしながら進めていくことが大事ではないかと思いますし、基本は国府多賀城駅、東北歴史博物館、これを通してロマン街路、そして南北大路を通して外郭南門に導いていくこの道こそが、多賀城の歴史の道ではないかと私は思っています。

そういう意味で、せっかく我々市民の税金であれだけの整備をしたわけでございますし、 このたびはライオンズクラブさんからも認定をしていただきまして、そこに碑を立ててい ただいたということもあるわけですので、そして、水時計もつくってありますので、これ らの施設を十分活用した、観光にも寄与できるような「歴史の道」づくりにしていただき たいと思うのですけれども、そのような決意で臨まれる考えであるか、その所見を、所管 の部長でも結構です。

#### ○板橋総務部長

今、竹谷委員からおっしゃられたとおり、国府多賀城駅から博物館を通って、今言うように、ロマン街道を通って外郭南門、そして政庁へと、こう行くような、あるいは作貫の方へ、東門の方へ、東門からずうっと大畑の方を回ってくるようなコースとか、今回いろいろ探索ツアーで回りましたので、その辺を市民の皆さんに、どこがよかったのか、「いや、ここをこうしたらいいのではないか」という意見を、今回、このワークショップの方で皆で議論しようと思ってございます。

それで、その参加した方、今回 130 人ぐらいおるのですが、そのうちの 39 名の方はこの ワークショップにも参加したいと、職員もこの中には入っていますけれども、したいという方がおります。そのほかに市の職員も含めまして、あるいは行政区の方々ももっと入っていただいて、みんなで議論していきたいとこのように思ってございます。

ただ、今回、委託料を上げたのは、そのノウハウについて、仙台の方でちょっと実績がある方々がおるものですから、NPOで、その辺の方の力を今年度だけかりたい。そのノウハウを、我々あるいは市民の方が受ければ、あとは次年度以降、あるいは、多賀城駅から八幡地区に対しての「歴史の道」とか、そういうもののときは自前でやれるのではないかということでございますので、今年度だけお認めいただければと思ってございました。

### ○竹谷委員

ひとつ私たちの思いも、城南土地区画整理をやった委員もいますので、補足があるかもしれませんが、そういう思いをひとつお願いをしたいと思います。地権者、相当努力をしてつくったものですので、宝として後世に伝えていきたいというのも一つの願いでありますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

あと、次に移ってよろしいですか。

## ○相澤委員長

ちょっとお待ちください。 (「何かあれば、説明。それはそれだけにとどめておきたいと 思います」の声あり)

多賀城駅周辺整備課長から発言を求められています。これを許します。

○佐藤建設部理事(兼)多賀城駅周辺整備課長

それでは、お手元に配付しました連続立体交差事業に係る平成 19 年度 12 月補正予算等の 財源等について、御説明を申し上げます。

まず、一番上の事業費関係でございますけれども、当初予算では 10 億 1,000 万円で、その内訳は、補助事業費で 2 億円、交付金事業で 8 億円、県単事業が 1,000 万円という内容でございました。

今回の補正は、補助事業費で 2 億円から 7 億円へ増減 5 億円増額するという内容でございまして、その真ん中ですが、19 年度 12 月補正という部分で、どういう形でふえたのかというと、まず、一番増減額で 5 億円ですが、5 億円の内訳については、補助事業費、国費で2億 5,000 万円、それから市の方の裏負担、県と市の 2 億 5,000 万円、これを 42.4%という多賀城市が負担するということで、補助事業費に対する負担が 1 億 600 万円という内容でございます。

この財源につきましては、下の方に記載してありますとおり、まず起債関係で、起債につきましては、多賀城市が補助裏負担分の55%について、これは一般公共債という形で8,160万円から、増減額ということで5,800万円ほどふやしていると。それから、一般財源が4,770万円ということで、実際には、一番下の欄ですか、市の方の歳出という部分では、当初、起債関係が当初予算で2,330万円、これに対して平成19年度の12月補正で2億3,050万円ふやしてございまして、2億720万円の起債を増額してございます。

したがいまして、その下の部分ですが、一般財源という部分では、平成 19 年度当初のときには、一般財源が 1 億 7,648 万円、これに対しまして、今回 1 億 120 万円減額して 7,528 万円ということで、実際には交付金事業に対する見合った起債というのはございませんけれども、まず通常費については、当初予定どおり 55%の一般公共債、そのほかに、残額につきましては、臨時地方道路整備債というものを充当しまして、起債を充填して単独費を下げているという内容でございます。

以上で説明を終わります。

## ○相澤委員長

では、ほかに質問ございますか。

## ○昌浦委員

それでは、私は3点でございます。ページ数で言いますと、64ページと84ページに関連した、まずもって戸籍住民基本台帳職員人件費、続いて自動交付機管理に要する経費、そして84ページの商工振興支援に要する経費で、ちょっと質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、戸籍住民基本台帳職員人件費でございます。これは、私の記憶では、ことしの3月あたりからやって、年度的には何かちょっときっちりいかないような、3月からこの派遣の方を頼んだと思うのですけれども、アウトソーシング、アウトソーシングということで、窓口業務ということで、一番最初にこれをやったのですけれども、説明を聞いてみても、やはり合点がいかないわけです。何が原因なのかと。確かに説明は受けました。

要は、窓口業務で市民の方々からいろいろな、いわゆる交付するだけではなくて、問い合わせ等々を含めたときに、答えられなかった、そういう不都合があったのかとも思料しますし、また、ほかの原因があったのか、やはりこの辺、先ほど他の委員からの質問にお答えしていても、ちょっと私合点がいかないので、その辺をもう一度詳細に説明いただきたいのと、もう1点、アウトソーシングということでやったときに、では、こういう事態に

なったということを、なぜ想定しなかったのかという、この 2 点について明快な答えをいただきたいと思います。

## ○内海総務部次長(兼)総務課長

先ほど申し上げましたように、委員おっしゃるとおり、ことしの3月、第1回定例会の中で、なかなか4月からスタートしていくには、いきなりその人を当て込んでも難しいということで、平成18年度の3月から人を雇用しまして、派遣を受けまして、窓口の対応というふうな形でやってまいりました。19年度につきましても、実は1年間を通しての契約でこの部分についてはお願いをしていたということでございました。

先ほどもちらっとお話をさせていただいたのですけれども、派遣をいただいているその中身、いわゆるその職種に関しましては、コンピューターの操作を行うというふうな形の雇用でございました。ただ、現実の問題としては、委員もおっしゃるとおり、窓口の対応ということになりますと、市民に住民票を交付するというふうなことだけでなくて、いろいろなもろもろの業務云々についても、問い合わせが来ると。それらに向けての対応というふうなものが、その派遣された職員の方々には、相当な負担だったのだろうということが一つ。

それと、先ほどお話し申し上げましたけれども、コンピューターの状況が違うということ がございまして、実は派遣されている職員が、年度の途中でも何回か交代して、職員が入れかわっております。

そういったその実態も踏まえながら、今時点で派遣労働を受けるということについて、なかなか難しいのではないかというふうな判断に至ったということが一つあります。

それから、もう一つは、実は、派遣法で言っております、派遣期間に制限のない種類というのがございます。これは 26 業務あるのですけれども、当初契約していた段階では、その 26 業務に該当するのではないかというふうな契約だったのですけれども、現実問題として、今お話ししましたように、そういったコンピューターの操作が主体というよりも、お客さんと対応するというふうな部分が、非常に時間的にも多いし、業務の中身としても多いというふうなことで、いわゆる一般業務というふうな形になってしまうわけなのです。

それで、いわゆるその派遣元の方と、その辺の部分での契約変更をさせていただきまして、今年度については対応するということになりますが、実はこれは派遣期間が1年を限りということになります。ですから、ことしの3月からということになりますと、1年間のその派遣期間は2月というふうな形になりまして、2月で一たんその派遣受け入れを中断をしまして、これを非常勤の職員にかえていくと。

多賀城市のその非常勤職員の取り扱いにつきましては、最長で3年、ここまで雇用できるというふうな要綱で定めておりますので、3年の中で、それらの業務になれていただいて、窓口の対応をしていただこうというふうな感じで思っております。

アウトソーシングにつきましては、これらの反省も踏まえながら、どういった方向を目指せるのか、あるいは、さきの答弁でもお話ししましたように、切り出しの仕方というふうなものが問題になってこようかと思います。ですから、それらの部分も考慮に入れながら、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

#### ○昌浦委員

私は、担当課の市民課長に答えていただく必要はないと思ったのです。と申しますのは、 アウトソーシング、アウトソーシング、草木もなびく、一生懸命になってアウトソーシン グを我々に御説明いただいたのですね。そうしたら、やはりそういうものは、どう窓口対応させたらいいのかなどというのは、これは現課と一緒に真剣になって考えて、つまずきのないようにしてから契約するというのが本当ではないのですか。

1年やってみて、いろいろなことがわかった、これが成果だといえばそれもいいでしょうから、それはいいのですけれども、先ほど、他の委員に対して、ちょっと面白い回答をなさったのですね。20年前のものを使っていると。ウインドウズでないものというのがありますね。では、それ日々、いろいろなものと更新をしているはずではないのかと私は思ったのです。端末とかいろいろなものが。それとも、これは特殊な端末なのでしょうか。恐らくは、5階にあるのですか、あのコンピュータールームと直接結ばれていて、端末だけかえるなどというのは簡単なことなのではないかと私は思います。

それから、ちょっと小耳にしたのですけれども、新しいのを更新していますね。している かどうか、まず。

それから、それはだれに新しい端末を更新しているか教えてください。

## ○内海総務部次長(兼)総務課長

ちょっと誤解をされた向きがあろうかと思います。私が申し上げましたのは、今、市民課の窓口の業務ですとか、あるいは税務課の所得情報、あるいは控除の情報、税額の情報、こういったものにつきましては、昭和61年に開発した画面を使って確認をしています。ですから、住民票の発行もそのような形になっております。

ですから、今のコンピューターは、委員もお使いだと思うのですけれども、マウスを使ってとか、画面のスクロールがあってとかというふうな形で、非常に使いやすくなっています。それから、1 画面に載せられる情報の量も、以前のものと比べますと相当ボリュームも大きくなっております。

先ほど申し上げましたその昭和 61 年に開発して、稼働を開始しているわけですけれども、その画面からは基本的には変わっておりません。ですから、突然その画面を見ますと、今使っているウインドウズの画面を見ますと、それからは相当かけ離れた世界のような印象を持たれるかと思います。

ですから、その辺についても、これから、いわゆるこの辺のシステムのことをレガシィシステムと、いわゆる遺産のシステムと呼ばれているのですけれども、新しい形に変えていって、窓口の対応そのものも、市民課の業務だけではなくて、例えば税の証明を出したりとか、あるいは国保の手続ができたりとかというふうな形に、全体を組み立て直しをするというふうな方向で、これは外部委託に切り出す際のボリュームとしては、その辺のところまで考えた上で、対応していかなければならないのかというふうな感じで、現在は感じております。

#### ○昌浦委員

誤解があったように云々というのは、ちょっとあなたの説明がそれでは、なぜそういうふうに言わないのですか。まず1点、そこです。私が質問したのは、本当に素朴な疑問だと思いませんか。20年前のとあなたはおっしゃったではないですか。私の判断では、そういうふうに言うしかないような感じです。それはちょっと誤解どうのこうのというのは、お互い、厳に慎まなければ。

それで、電算システム委託などというのは、予算によく盛ってきていたではないですか。 私、それを承認していったのですね。昭和 61 年あたりに開発したものを、いまだ後生大事 に使っているということ自体が、私からすれば、日々日進月歩の時代にそぐわないのでは ないのかと。

それで、電算ルームにいらっしゃる方たちで、こういう開発というのはできないのですか。 外部委託もさることながら。自分たちが使いやすいように、自分たちが改良していくとい うことはできるのかどうかだけちょっと御答弁ください。

# ○内海総務部次長(兼)総務課長

多賀城市で導入しております現在のコンピューターの仕組みでは、多分できないと思います。

# ○昌浦委員

### わかりました。

それでは、次の項目にいきます。市民会館のロビーに、1月5日から移すと。27日ですから、ほぼ市民生活といいますか、余り支障のない時期に、妥当な状況を選んで移されると、これは市民からすればありがたいと思うのですが、さて、「長崎屋の都合により、平成19年1月31日解約」という御説明があったのですけれども、どういう都合なのでしょうか。詳細に教えていただきたいのですが。

## ○澁谷市長公室長

長崎屋さんの方で、今、建物を持っているわけですけれども、それを売りたいということで、話が進んでいるようでございます。

それで、今現在入っている観光案内所と自動交付機ですか、それがあるとやはり支障があるということで、当初は10月ごろまでという、たしか時期的に10月ごろまでですか、ということで、移動してくださいというのを、事前に文書でいただいたようでございます。それが若干、今延び延びになってはいるようでございますけれども、そういう経過があったことによっての流れでございます。

# ○昌浦委員

### わかりました。

それでは、84ページ、旧あいおい損保のところを取得したということなのでございますけれども、まずもって、名称が多賀城・七ケ浜商工会館でございますから、多賀城は 350万円、しからば七ケ浜は幾らの支出金になるのか、総額で幾らだからこうなのだと、それは何の根拠で、人数割なのか、そういうことをちょっと詳細に教えていただきたいと思います。

# ○高倉商工観光課長

多賀城の分が 350 万円ということでございますが、七ケ浜分としては 150 万円で、合わせて 500 万円という形になっております。

その 350 万円と 150 万円の積算の根拠ですが、会員数割というふうな形で導き出しております。

# ○昌浦委員

わかりました。これちょっと唐突に、何かいきなり建設事業費となって、もうあいおい損保取得という格好で、ぱっと決まったのだなという感が否めないのです。お決まりになったのですから、それで補助ということで、市内の商工業を育成する立場のセクションもあり、そこで頑張っているのですからそれでいいと思うのですけれども、しからば、今の商工会館、これはどうなるのでしょうか。

たしか私の記憶では、昭和の時代ですね、あそこは多賀城市の土地なはずですね。鶴ヶ谷 児童館の土地の一部を割譲したような形で、商工会館が建てられたと私は記憶しております。

それで、その商工会館でございますが、あれは市の土地なのか、そして、その土地は、恐らくあの建てるときには、「原状に復する」というふうな一筆のもとに契約がなされていると思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

# ○内海総務部次長(兼)総務課長

おっしゃるとおりでございまして、多賀城市が保有する土地で、商工会に対して無償でお貸しをしていると。ですから、契約上は、返却する際には、建物撤去、原状復帰をしてというふうな形で契約をしております。

### ○昌浦委員

それで、せっかくいい建物があるわけでございます。しかしながら、今、昨今はやりの耐震診断などという形で、きちんと見てみないと、案外、もう建ててかなりの建物ですから、 老朽化していたり、もろもろ周辺でいろいろ支障があったりするでしょうけれども、しからば、今、多賀城市が新たに土地を取得して、何か建物を、箱物をつくるのはなかなか厳しい状況ではないのかと推測するわけでございます。

しからば、耐震的な補強をし、何らかの市の公にも供するようなことということで、お考えはありや否や、お聞かせください。

# ○内海総務部次長(兼)総務課長

この話で、あのような形で商工会が移転してしまったということについて、事前にその辺のところの調整はございませんでしたので、今ここで、それらを公の側でどう使う云々というふうなことについては、まだ考えておりません。

## ○昌浦委員

確かにそのとおりでしょうね。私もそれで冒頭そういう話をしたのです。しからば、やはりまだ時間的な余裕もあるのでしょうから、どうせお使いになっていない建物ですから、今後そういう形でも検討をしていったらよろしいのではないかと、私自身漠とは思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

# ○内海総務部次長(兼)総務課長

多賀城市がお貸ししているのはその土地だけでございまして、建物そのものにつきましては商工会の持ち物であると。ですから、これらの活用の仕方については、多賀城市が主体的に考えたらいいのか、あるいは今の貸借の関係をそのまま維持して、商工会の側で、自分たちの建物をどういった形に使うか、あるいはどなたかにお貸しをするか、それでもって上げた収益を、市の方に地代として回していただくというふうなことがあってもいいのかと。

ただ、それらにつきましては、まだ内部的に何ら方向づけをしておりませんので、私の考え方としては、そういうふうな選択肢もあるのではないかというように思っております。

# ○昌浦委員

現状においては、今総務部次長(兼)総務課長がおっしゃった状況であるのだと認識しました。

しかしながら、商工会館として無償でお貸ししておったわけですね。やはりそういうところで、やはり市の便宜上、何か使えるのであれば、使った方が、私はこれはいろいろな面で得策ではないのかと。その辺をやはり内部で、もうこれ以上お話を聞くつもりはございませんが、やはり内部で、建物の有効利用等々を含めて、ひとつ使える方向というものをお考えいただきたいと思います。

更地にしてしまったら、建てる費用がかかるのですね。一言それをつけ加えさせていただきます。

# ○竹谷委員

今、商工会館の関連でお聞きしたいのですが、まず両市町で 500 万円という算定になった 基礎はどうなっているのか。たしか私の記憶では、多賀城市に 800 万円、七ケ浜町に 300 万円の協力金要請が出されたと記憶しておりますけれども、それとの関連で、両方合わせ て 500 万円になったという根拠づけは、どういう根拠づけになっているのかお知らせ願い たいと思います。

### ○高倉商工観光課長

その辺の積算の根拠といいますか、それは説明をしなければならないというふうに考えておりました。

今御質問いただきましたその内容のとおり、ことしの10月10日に、商工会の方から、「商工会館建設費補助金の要望」ということで文書が上がっておりまして、要望額は800万円でございました。七ケ浜の方には300万円ということでございます。

これについていろいろ、800万円という根拠といいますか、商工会の方に800万円要望したということについていろいろお聞きしましたら、今の現会館のときの市の補助金の額が800万円だったのです。

そういうことで、800万円という数字で上げてよこしたのですが、実は、今回のこの商工会館の建設について、県の方の補助金は全くないということでございます。ですけれども、その寄って立つ根拠が実はないというのが実情でございまして、この問題の金額を算定するに当たって、どうしようかといろいろ内部でも検討し、七ケ浜町ともいろいろ検討を重ねてきたわけですが、私ども、旧多賀城市商工会館の建設のときの補助金の交付の内容を検討いたしまして、そのときの交付の割合が 0.377 という、これは県の補助金も入っての数字なのですが、0.37%が補助金というふうな形で、現商工会館の建設が行われているというふうなことでございました。

算定の根拠にしました内容ですが、その当時もそうなのですが、交付の対象経費というふうなことで、経費として見られるだろうというふうに考えましたのは、建物本体の建設費、それから建物本体の改修費、それから電気設備工事費、給排水衛生設備工事費等で、新しい建物ではなくて、従来建っている建物の取得というふうなことでございますので、その建物の本体に関連するその工事について対象にいたしました。

したがって、土地の取得費については対象から外しております。

それの割合で、その金額を合計しますと、約 1,500万円というふうなことでございまして、 その 1,500万円の補助率 3分の1というふうに一応決めさせていただきまして、3分の1の 500万円に対して、先ほど申し上げましたように、構成比で多賀城市と七ケ浜町とで案分したというふうな形で、根拠にさせていただきました。

### ○竹谷委員

わかりました。建物の関係はそういう根拠づけでやったというのはわかりました。現商工会館は、土地は市で提供するから、建物だけで補助金算定をしたと思いますが、今度は土地絡みですから、土地に対する補助金というものも、根拠づけとして考えるべきでなかったのか。

なぜ私がそれを申し上げるかというと、昌浦委員が今お話ししたように、現在の商工会館をどういうふうに活用していくのか、活用しないとすれば、市に戻すと、土地を市として活用できると。ですから、商工会さんは土地まで取得したのだから、土地に対する補助金もお上げしてよろしいのではないのかというふうに思うのですけれども、そういうものを算定の中に加味できないのですか。それはするべきだと思いますけれどもいかがでしょうか。

### ○高倉商工観光課長

旧、もともとの商工会館の建設の補助についても、一応土地については対象外になっておりますので、したがいまして、今回も建物本体についてのみというふうな形に、そういうふうにとらえさせていただきました。

### ○竹谷委員

ですから、土地は市のものですから、補助対象に入らないでしょう。もともと。今度は自前の土地になったわけですから、そうして、この土地が市に返ることによって、市はまた活用できるわけです。その活用の中で、何らかの形で、建物以外のもので商工会の方に補助金を出してやる、場合によっては、これは更地で返せということになると、解体費だけで多分 100 万円以上かかるでしょう。 500 万円ですか、 500 万円もかかるのですか。例えばそんなにかかったら、 500 万円もらったけれども、 500 万円解体費にかかってしまうのです。

そうであれば、解体は要らないと。では、市にその物件を全部くださいと。市はどう活用してもいいのではないかというもので話をして、その 500 万円の資金を浮かしてやるという方法も、方法論としてはやれるのではないかと。いかがですか。

# ○菊池市民経済部長

補助金の関係でございますけれども、土地というふうなものがありましたけれども、前の 県補助金のそういうふうなものを見ますと、土地の方はまず対象にしないと。建物という ことでございますので、市の土地だからということではなくて、もともとそのものが補助 金要綱に入っていなかったということです。

それから、解体費、 500 万円という話ですけれども、それはこちらの方では 200 万円ぐらいかなと考えていますけれども、そういうふうな解体費もありますけれども、最終的には更地にして返すということでございます。

それで、建物の利用をどうするのだというふうなことでございますけれども、商工会の方でも、これを使えないかということの検討はしているらしいのですけれども、ただ、目的

外になりますと、地代も伴わなければなりませんし、固定資産税もかかりますし、どういうふうな形でそれを運用していくか、そういうものも商工会の方でお決めになると。ただ、市の方としましては、あれを使うというなら、先ほどおっしゃったように、耐震診断はしなければなりませんし、どういうふうな有効活用があるのかというものを、検討していかなければならないというふうな問題もありますので、そういうこともありますが、今後いろいろとは考えていきたいとこう思っております。

### ○竹谷委員

商工会さんは資金不足で、篤志寄附を今集めて歩いているのです。それを聞いたら、 500 万円だと。それで、解体して返さなければいけないかもしれない。費用が全然足らない。 地域商工振興どころではないというように、私もちょっと受けたものですから、そういう 関係で、先ほど昌浦委員がおっしゃったように、「いいよ」と、今度は総務課ですね、財産ですから、「いいよ。建物つきでもいいから、使わないのなら、うちの方によこしてください。ただし解体しなくても結構です」。県の補助金の問題があっても、それは大丈夫だと思いますので、そういう格好で、幾らでも、解体費とかそういう費用を、出せないのであれば、そういう方法で、出す金を出さないようにしていただく方法をとってあげた方がいいのではないかと。それがだめなのであれば、やはり土地に対する補助金というもので、少なくともそれ相当のものを補助金として出してやることが大事ではないかと思うのですけれども、どちらかを選択してやらないと、ちょっと商工会の運営から見ると大変ではないのかというふうに思うのですけれども、その辺、どうでしょう。土地ですから、担当の方でしょうね。

# ○内海総務部次長(兼)総務課長

先ほどお答えした以上の回答がちょっとどうも見つからないのですけれども、先ほど申し上げましたように、商工会さんの中で、やはりそういうふうな部分をきちんと考えた上で、財産を取得すべきではなかったのかというふうな感じを持っております。

ですから、例えば、そういった形で解体費用が賄えないということであれば、何がしのあの建物を活用する形で、御商売でしょうから、その辺で工夫をいただければいいのかというふうな感じにも思っております。(「ちょっとだめですよ、それは。それはだめですよ」の声あり)

## ○鈴木副市長

では、まず土地についてでございますけれども、土地については、今の商工会館が建てられるときに、たまたま市の土地であったということで、土地を対象にしないで、建物だけでその補助が成り立って、県それから市からの補助金で建物が建てられたということがございます。

これは、多分議員の皆さんもまだ記憶にあると思いますけれども、一時期、商工会では、 鶴ヶ谷の県営住宅跡地の方に引っ越したいという話がございました。そのことがあって、 市では、県から 7,000 万円を払ってあの土地を取得をいたしました。そういう経過があっ て、ですから、そこに建物を建てるということになれば、今、竹谷委員が申されたような ことも成り立つのだと思うのです。たまたま今回は、端的に言いまして、御相談なく取得 されたのです。そういう中で、我々として、だからといって、まるきり手出しもしないと いうのは、余りにも商工策として無策だという批判を受けるかもしれませんので、その中 で、いかなる支援ができるかどうかということをさんざん、これは七ケ浜との調整も入り ますけれども、いろいろなことを考えさせていただきました。 その中で、今、商工観光課長が申し上げましたように、当時の補助の交付の考え方に立地をして、立ち返って、補助率は当時 37%でございました。対象は、先ほど言いましたように、建物の取得に要する費用、そういったことを当てはめて、取得費が 1,500 万円でありますから、おおむね 3 分の 1 の補助率で、七ケ浜と会員数に応じて割ったという背景がございます。

そういうことで、今、商工会の方では、先ほど昌浦委員の方からも、建物をどうするのかというお話がございましたけれども、今年度平成 19 年度は引っ越しするために、今の建物をすぐ撤去するというわけにいかないので、20 年度には撤去をしますと、したいというお話は伺っております。

そういうことで来ているものですから、土地の扱いについては、そのようなことだということであって、この金額、ここに至るまで、さまざま七ケ浜町との調整もあって、苦渋の選択で何とかここにこぎつけられたということでございますので、何とか御理解いただきたいと思います。

# ○竹谷委員

それが理解できないので言っているのです。はっきり言ってこの経過はわかっているのです、ずうっと。 4,700 万円ですか、基金も持って、市長が県会時代にも、新会館をつくりたいからと要望に行ったら、県はだめだということで、とんざしたのです。

私は、なぜそれを言うかと。あの県から市が購入して、ここにやろうとしたのは、これは私もわかっていますし、一つの選択だろうと。ただし、あそこに新しいものをぼーんと新築したら、これ以上の経費を負担しなければいけなかったのです。これ以上の。 1,500万円や幾らの金では建たない。少なくとも億の金がかかる。それの3分の1負担とすれば、もっともっと大きな金、それを商工会が相談もなくやったのだという、今の副市長のお話は、それはやらない方がいいと思います。

商工会も、この厳しい時節に、幾らかでも経費をかけないで、手狭になっている会館を何とか広い会館に持っていって、商工会の皆さん方のお世話をしたいという一心で、たまたま安い物件があったので、これでいこうというふうになったのだと思います。

物件の売り買いは瞬間的なものだと私は思います。これを欲しいから、3 日、1 週間待ってくれとかというわけにはいかないときもあるわけです。ましてや、あれは競売にかけよう、競争入札でやろうという物件だったそうですから。そういうような緊急な場合は、相談をする暇もなく、安い物件で、全部で 5,000 万円程度、それからいろいろリフォームしてかかり、 7,000 万円ぐらいになったようですけれども、そういうものなのです、流れというのは。

ですから、それを、御相談がなくて勝手にやったのだからという理由にしてもらっては、私はこれは問題があると思います。その辺はいかがですか。

# ○鈴木副市長

これは、それを理由づけにしているわけではなくて、そういうような実態としてそう進んだということが一つなのです。

あと、それと、しからば、今、竹谷委員がおっしゃられたようなことで物事を判断していくとしたら、すべて我々としては、相手方次第で、いかようにでもお金をつき合うのかということの裏返しの話になってしまうのです。

しかし、そういったことの中で、双方、事業を実施する側と補助をする側と、その辺の十分事前の調整があって成り立つものだというふうに思っております。

# ○竹谷委員

商工会館と普通のものは違いますよ。これは何年の課題ですか。何年課題にしてきたのですか、これは。そういう発想で今回のものに取り組んでいたとなれば、私は問題があると思います。

ですから、今度は市に土地は戻ってくるのですから、それを市が、市の土地として有効活用できるのですから、その分のことを含めて、土地代として幾らかでも補助金を出すなり、そうでなかったら、建物をそのまま市でいただいて、「解体しなくてもいいですよ」という条件、そういう回答を出してあげるのか、そこは私はちょっと研究してみた方がいいと思います。私はそのように思いますけれどもいかがでしょうか。検討してみるという考えはございませんか。

## ○鈴木副市長

今、そういう御質問でございますけれども、この金額と取り扱いについては、基本的に商工会とも合意に至っている内容でございます。ですから、双方合意に至っている内容でございますから、そこからあえてまた拡大して支出をするということもどうかと思いますので、この辺のところで御理解いただきたいと思っております。(「よし」の声あり)

### ○竹谷委員

だれですか、「よし」と言ったのは。ちょっと、あなたは理解しているのなら、あなたが私に答弁してください。「よし」と言ったのはだれですか。私が真剣になって質問しているとき、そういう言葉を言う議員がいるのですか。議会を何だと思っているのですか。謙虚に受けとめてください。

いいですか、決めたことであれば、先ほど昌浦委員の質問に対してあの回答はないはずです。昌浦委員に対しての答弁、そういう活用の方法も、「検討してみよう」の話でしょう。副市長の答弁は、「もう決まったことなので、関係ない」という話でしょう。それはどういうことなのですか。

# ○鈴木副市長

ですから、商工会とは基本的にそのような話に詰まっております。ただ、今、昌浦委員からお話あったようなことがあるので、総務の次長としては、その方策としても考えられるのかもしれないので、その辺のところは検討してみたいという答弁をさせていただいたわけです。

その後、今のその商工会の建物を何か利用するということで、双方協議がもし成り立つと したら、双方にとっていいことであれば、その解決策の糸口を見出したいということの答 弁であったということでございます。

# ○竹谷委員

では、それは、双方が合意すれば、副市長の先ほどの私への答弁でなく、そういう方向に切りかえるということでいいのですね。確認しておきます。

### ○鈴木副市長

それは、そういう解決策もあるということで、まず一つは、我々も内部として、あの建物を取得する気かどうか、これは商工会の建物ですから、あれを取得するということになれば、あれを買い取るということになるかもしれません。そういったことも含めて、あの建物を取得するべきかどうか、それで取得した後に何に使うことになるのか、そういったことの目的もはっきり見きわめて、それと、所有者が商工会ですから、その商工会に対して、我々がもしそれを取得したいとしたら、その後、商工会と交渉に入って、双方がまとまればという話になると思います。

ですから、ここでは、前提として、双方の商工会との合意としては、平成 20 年度に取り壊したいという話になっていますけれども、その折については、市が取得するとか、しないとか、ここではまだはっきり申し上げられないという部分がございます。

### ○竹谷委員

ありがとうございます。そういう意味ですね。今後検討の余地がありますと。買う、買わないではなく、無償で、建物は、商工会はいいから、市で使うのであれば、無償でやりますよという話になった場合でも、話し合いはしていこうと、建物の有効活用できるのならしていこうという、一抹の気持ちはあるということに受けとめておいてよろしいですか。

### ○鈴木副市長

これは、今申し上げましたように、前提としては、それを取得して、我々として何か使うという合理的な理由を見出したときに、取得に入るということでございますので、これは我々の内部の方で、あの建物を何に使うのか、あるいは取得すべきかどうか、それはまず中で、まず検討させていただきたいと思ってございます。

#### ○竹谷委員

よろしく検討していただきたいと思います。できるだけ商工会員の皆様方に、新たな負担を求められても大変な状況なものですから、その辺はひとつ十分行政分析をしていただいて、市の施設として活用できるように、前向きな検討をしていただきたいということを要望して、次の質問に入りたいと思います。

40ページでございます。資料2の24ページと同じものでございますが、ここが詳細に内訳が書いてありますので。

私のお聞きしたいのは、各種管理業務委託費で、変更によって約1億1,000万円増になるということになっておりますが、この内訳を見ますと、市民会館の警備業務と学校用務員の委託等が記載されておりますけれども、学校用務員1億9,800万円相当の債務負担行為となっておりますけれども、この内容について全然説明がないのですが、その説明はするべきではないかと。提案するときに、当初でするべきではないかというふうに思うのですけれども、まず一つ、なぜ当初で説明をしなかったのか、その理由をお聞きしたいと思います。

### ○相沢学校教育課長

1点目でございますが、平成19年度債務負担行為につきましては、財政の方でまとめてお話をいただくということで、説明を申し上げませんでした。

## ○郷家市長公室長補佐(財政経営担当)

委員おっしゃるとおり、もう少し詳しく説明すればよかったと反省しております。

基本的に、この債務負担行為の内訳の表につきましては、議案資料ということで、毎回つけておりましたものですから、そのとおり内訳をつけておりますという説明をさせていただいたところでございます。

今後、初めから説明するように気をつけたいと思います。

## ○竹谷委員

私が言っているのは、2年間で学校用務委託ですね、用務員の、1億9,800万円ですよ。 これを説明しないで、債務負担行為ですでは通らないと思います。隠れみのになってしまいます、このことが。そういう意味で、これの資料を出してください。特に、各種管理業務の委託費のこの内訳、資料を要求したいと思います。暫時休憩しても結構です。

# ○相澤委員長

暫時休憩いたします。

午後1時54分 休憩

午後2時37分 開議

## ○相澤委員長

再開いたします。

財政経営担当市長公室長補佐より説明があります。

○郷家市長公室長補佐(財政経営担当)

大変お待たせして申しわけございませんでした。

今お配りした資料の方が、平成19年度当初予算において債務負担行為を設定しておりまして、その分について、これは議案資料の方で20ページに記載しておった内訳でございます。

今回、この数字と変更前の限度額がまず突合するということを御確認いただきたいと思います。

今回お示しした、今回の補正予算の資料につきましては、この変更部分の内容という部分 に記載しております項目について、当初に設定しておりました分に加えて、新たに債務負 担行為の設定が必要となる業務の内訳でございます。

なぜ今回この分を追加したかというと、これは平成 20 年度から 22 年度まで、3 力年間の期間で業務を委託する、それがために債務負担行為が必要になりますが、来年 4 月 1 日からの業務開始となりますので、契約事務、例えば受託業者さんの選定であったり、そういった事務を早速年明け早々にも進めさせていただくということで、この時期に設定させていただくというものでございます。

なぜ当初に組んでなかったかという部分につきましては、今回追加させていただいた業務が、過去にも債務負担行為をしていたのですが、今年度中に切れるものですから、新たに平成 20 年度から同じように債務負担行為を行うのか、それとも業務の見直しをするのか、その辺の見きわめを行った上で、今回追加させていただいたということでございます。

## ○竹谷委員

今の説明はわかるのです。それはわかっての上なのです。この資料もわかっての上。そこで、今回大きく出たのは、学校用務員の業務委託が大きな要因でしょうということなのです。この内容はどうなっているのですかと聞いているのです。その資料を出してくださいということを私は言っていたのです。意味がわかりますか。ですから、なぜこんなに時間がかかるのかと思ったのです。

例えば、こういうことが言えると思います。各学校に行っていますから、高崎中学校とかいろいろありますが、小学校に5人、中学校に6人出すので、それの1年の委託費はこれで、3年間だからこうなるのですというものであれば、出してもらえばそれでいいのです。その資料を求めただけです。

なぜならば、非常勤職員との兼ね合いなのです。業務委託でこのぐらいの金なら、全部委託になってしまうのかなという感もあったので、先ほど委員長にも言いましたけれども、学校用務員業務のこの内容だけでもいいから、説明のこういうペーパーを出してくださいと私はお願いしているのです。そうお願いしたと思うのですが、委員長いかがでしょうか。ちょっと当局にはそのことを言って、もう一回説明させてください。

### ○相澤委員長

当局の理解がちょっとずれているのではないですか。

### ○相沢学校教育課長

竹谷委員の御質問の趣旨を少し勘違いいたしまして、申しわけございませんでしたが、今、 今回の学校用務員の業務の委託につきまして、前回3年前の業務委託をしたときの比較し た資料を作成しておりますので、こちらを今コピーしてお持ちしてよろしいでしょうか。 (「いいです。それを出してください」の声あり)

## ○相澤委員長

では、次の質問に進めさせていただきます。資料ができるまでの間。よろしいですか。では、ほかに質問ございますか。

### ○藤原委員

60ページの、「歴史の道」なのですが、せっかく教育委員会等の土地を集めて、あそこに公園用地をつくることになったのですが、あの(仮称)「南北大路公園」ですけれども、あそこに早く説明板等をつけたらという話を、ことしの予算委員会にしましたら、ライオンズクラブから寄贈を受けることになっているのだという説明がありました。その後、いわゆる南北大路の途中につけることになりました。

したがって、依然としてもうしばらく、今の(仮称)「南北大路公園」のところが現状で進むということになると思うのですが、古代多賀城の玄関口ですね、あそこは。平城京、平安京の羅生門に当たる部分です。いつまでもああいう状態にしておかない方が、私はいいのではないかというふうに思うのですが、一向に何か手をかける様子が見えないのですけれども、それはどういう計画でおるのかということなのですが、いかがでしょうか。

# ○菊池教育部長

今の御質問、いわゆる南北大路のところにある、これは文化財の方で持っている土地でございます。これを整備したらというふうなお話でございます。これにつきましては、文化

財の土地というふうなこともございまして、なかなか早急に公園的な整備がやれないというふうなことでございます。

これらにつきましては、何年先にどうするというふうなことまではまだ計画してございませんけれども、できるだけ早い時期に、あの辺の大路に合ったような整備の仕方をいろいる検討していきたいというふうに思っているところでございます。

### ○藤原委員

市長の見解をお伺いしたいのですが、あそこはいわゆる奈良、京都からずうっと続いてきたところと南北大路が交差する場所です。あの(仮称)「大路公園」というところは。市長の「歴史の道」があそこも含まれているのかどうかわからないのですけれども、先ほど言ったように、いわば古代多賀城の街並みの玄関口なわけです、あそこは。先ほども言ったように、奈良、京都の羅生門に当たる部分です。

「歴史の道」の整備というのであれば、あそこを整備せずして「歴史の道」の整備はない と私は思うのですけれども、市長の見解はいかがでしょうか。

### ○菊地市長

私が「歴史の道」と言ったのは、何回か議会でもお話ししていると思いますけれども、政庁を中心としたところ、あるいは多賀城廃寺を中心としたところを一体的に、いろいろな方々が来ていただく、ですけれども、今の現状としては、非常に歩く、散策するにしても、余り楽しくない。できれば、「歴史の道」という名称を使いながら、一体的に整備できないものかと。それも市民の力によって変えていこうではないかというのが趣旨でございまして、当然、先ほど城南地区の南北大路の問題、あのところも柱にするということも考えていかなければいけない問題でございますので、できれば早目にその辺は整備していきたいというふうには思っておりますけれども、これから一体となって、少し計画的にやはり図っていく必要があるのかという思いでございまして、恐らく来年度あたりから第5次総合計画に着手していかなければいけないような、そういう状況になってくるかと思います。

そういう中で、市民と協働の理念でもって、ぜひ「歴史の道」の、こういう過程で完成していくというものも御提示できれば、というふうに思う次第でございます。

## ○藤原委員

あそこは、奈良、京都からずうっとつながっていた道路ですから、家持も歩いた道路ですし、それからアテルイとかモレなども連れていかれたところですよ、あそこは。もちろん田村麻呂も歩いている道路です。

2010年が奈良 1,300年で、その大極殿の上で、菊地市長と奈良の市長が協定を結ぼうというような取り組みを今やっているわけですが、取り組みは奈良に任せて、うちは何もしないというのでは、ちょっとさまにならないので、やはり奈良、平安からつながっていた、本当の古代多賀城の入り口について、2010年に合わせて、私どもはこう整備するのだと、そういう構えが必要ではないかというふうに思うのですけれども、再度答弁をお願いします。

## ○菊地市長

それは2010年というと、やはり今から本当に3年ないわけでございますけれども、ちょうどそのころから第5次総合計画が始まるわけです。奈良の藤原市長と、できればあの大極殿でというふうな思いは当然あるわけですけれども、やはり「歴史の道」というのは、

市民とともにということもございますし、先ほど申し上げましたように、計画的にまだ、何年度にはどこまでやるというものが立っておりませんので、総合計画を立てる中で、いろいろと皆さんと相談しながら、年次計画なり立てられるように、そういう仕組みをつくってまいりたいというふうに思っている次第でございます。よろしくお願いします。

# ○藤原委員

多分気持ちは同じで、問題は金だということだと思いますので、できれば 1,300 年に合わせてやっていただきたいというふうに思います。

それから、64ページなのですけれども、派遣を臨時職員にかえるということですが、これは、私は実態に即した対応だということで、評価したいと思うのです。

どうも皆さん方の話を聞いていると、行革だ、行革だと言って、政府がメニューに挙げた ものを、何でもやればいいというような、そういう感じが私は非常に気になっていたので す。

行革というのは、行政の目的ではなくて、手段なのです。目的を実現するための手段なのですよ、行革というのは。ところが、何かもうそれさえやればいいような感じで、今、突っ走っている感じがあるのです。

そういう中で、やってみたけれどもうまくいかなかったと。そして派遣をやめて、臨時職員に戻すということなので、やはり実態に即して物事を考えていくという、きっかけにしていただきたいというふうに思います。これは答弁要りません。

それから、74ページ、要介護認定事務に要する経費のところで、臨時職員だったら84万円で済んだのだと。委託したら90万2,000円だということだと思うのです、これは。いなかったので、応募がなかったので、委託したというのですけれども、まあ金額は大したことはないですね。6万円ちょっとぐらいですから。

ですけれども、金がない、金がないと言っているのでしたら、探して、臨時職員でやった 方がいいのではないかと。こういうものの積み重ねが金を生むのではないかと私は思うのですけれども、その辺はどうですか。

# ○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

先ほど、その内容については、介護保険特別会計の中で御説明申し上げますというふうなお話をしましたが、介護保険特別会計の中では、事務費繰入金、いわゆる訪問調査に係る歳出は84万円で計上しております。その差額の6万2,000円なのですが、これは介護保険特別会計の減額補正に伴う職員給与の調整分が含まれております。

したがいまして、ここで認定調査に要する経費84万円が、90万2,000円になるものではございません。その辺もちょっと特別会計の方で説明させていただきたいと思います。

## ○藤原委員

みんなお金がなくてぴりぴりしているのですから、そのぐらいは最初に説明してほしいです。

それから、90ページの、鉄道高架の問題です。これは先ほど資料をいただきました。それで、当初予算からの推移が非常によくわかる資料で、大変ありがたかったのですが、一つ説明をしてほしいのですが、交付金事業は起債制度というのがないのだというふうに従来言われていまして、それで、何回か、平成23年度までの事業内訳と財源内訳の一覧表をも

らっているわけです。それを見ると、毎年の一般財源の投入額がかなりの金額になっていると。鉄道高架というのは、一たんつくれば、もう半永久的に、 100 年はどうかわからないですけれども、70 年とか 80 年とか、そういうスパンで使えるものですから、起債を使えるものは起債を使ったらいいのではないかというふうに私が言ったことに対して、「いや、交付金は起債がないのだ」という話でした。

ところが、今度の補正で1億 4,890 万円起債を使うことになって、事業費は拡大したものの、一般財源の投入額が1億 120 万円減ったのですね。この交付金事業での起債というのは、今まで使えないと言ったけれども、なぜ使えるようになったのか、あるいは、今後の見通しとして、今後も使えるものなのか、その点についての説明をお願いします。

### ○郷家市長公室長補佐(財政経営担当)

今の御質問にお答えいたします。

委員御指摘のとおり、臨時交付金事業に直接当たる起債はございません。残念ながらない というのが現在の国の制度になっております。

今回、起債が当て込めるようになりましたのは、臨時地方道整備事業債の一般分というものでございます。この起債につきましては、過去3年間の街路、それから道路事業分の単独事業費、この過去3年間の平均の事業費と今年度の事業費を比べまして、その3年分以上に行った場合、その上回った分に対して95%の上限の充当率で起債の可能額が算定されるというものでございます。

この起債につきましては、毎年その取り扱いが年度当初に示されるものですから、年度当初、つまり当初予算での計上が非常に難しいということが一つあります。

それから、過去3年間の平均の事業費と、それからその年度の事業費、これが当初予算ベースだけではなくて、結局、結果的には最終予算ベースでの数字ということになりますので、予算編成上、当初から見込むのが非常に難しいということで、今回、幸い起債可能額が出た、なおかつ起債充当先の事業があったということで、優先的にこの県事業負担金の方に充当させていただいたということでございます。

### ○藤原委員

私の一般会計関係の質問は以上なのですが、一つだけ資料の提出をお願いしたいのです。 水道の、仙南仙塩広域水道で、10月24日に関係市町村に今後の見通しについて説明があったと思うのです。その資料を準備して、皆さんに配付していただきたいと。水道の質疑で使いますので、よろしくお願いします。

# ○相澤委員長

水道部、よろしいですか。

では、先ほどの資料が配付されます。

#### ○藤原委員

先ほど、平成 19 年度の公的資金補償金免除繰上償還等実施要綱についてという資料をいただきました。これの最初のページを見ますと、普通会計債が出ていまして、(1)年利 5%以上の残債で、①で、実質公債費比率が 18%以上の団体は、年利 5%以上の普通債について借りかえができるのだという条件なのだと思うのです。この通達は。

多賀城で、この 5%以上の一般会計分の起債で、未償還の分で使える、対象となる金額というのは幾らなのかという点はいかがですか。

# ○郷家市長公室長補佐(財政経営担当)

委員御指摘のとおり、実質公債費比率が18%を超える団体につきましては、年利5%以上の残債について、この制度の対象になるということになります。

この資料の、次の3ページ目になりますが、5の、繰上償還の特例という部分の(1)に、国における総額が示されております。今、各団体でこの数字の積算をしておりまして、この集計が上がって、多分最終的には国の方で集計があって、全額対象になるのか、あるいはこの枠の中で調整がかかるのか、ちょっとその辺がまだ見えていないというのが実情でございます。

ちなみに、現時点で、普通会計ですと、5%以上でこの対象になるのが、1億 6,000 万円程度の残債が対象になるということで、今試算しておりますが、完全にそれだけでもない部分もありまして、今ちょっとその細かな数字は精査中ということで御了解いただきたいと思います。

### ○相澤委員長

水道部長の発言を許します。

### ○鈴木上水道部長

今の藤原委員の御質問は、ことし 10 月 24 日の公営企業の集まりの際の、財政収支計画書ということの資料ということですか。それはいつまでという。(「審議に入る前に」の声あり)本日中ということですか。そうですか。(「よろしいですか」の声あり)わかりました。では、多分来ていると思いますので、現場から、コピーさせて取り寄せしたいと思います。

### ○相澤委員長

では、配付された資料の説明を求めます。

### ○相沢学校教育課長

それでは御説明を申し上げます。

お手元の資料をごらんいただきたいと思います。

現在、市内各小中学校の学校用務員は、市の職員、それから委託業者、業務委託をいたしました業者から配置された職員の二本立てで、学校用務員業務を進めているところでございます。

来年度、これまで業務委託をしてまいりましたけれども、3年間で、来年の3月をもって平成17年度に設定いたしましたこの債務負担行為、こちらが契約の満了を迎えますことから、20年度にさらに3年間、今度は市内10校のうち9校で、おおよそ20名の方により学校用務員業務を進めていただくと。それに伴う債務負担行為を設定したいというふうに考えておるものでございます。

前回、3年ほど前でございますが、10名ということで、1人当たり年間約 298万円ほど、今回、来年度からになりますが、1人当たり 331万円ほどということで、約年間 33万円ほどの値上げになっておりますが、その理由につきましては、この3年間の間に、学校用

務員の業務内容が業者の方も詳しく見えるようになったといいますか、例えば掃除をするといいましても、学校の場合、大変広うございます。それから、樹木の剪定などという作業が入っておりますけれども、こちらも樹木というのは、家庭の盆栽を切るようなそういうわけにはいかなくて、大きな木もあったりして、業務が大変だろうということで、今回、33万円ほど値上げをされたのではないだろうかというふうに考えているところでございます。

また、来年度から、学校用務員業務を業務委託というふうに進めていくことにつきまして は、市内各学校の、現在、業務委託で学校用務員業務を進めております学校長からの聞き 取りもいたしております。

それによりますと、自分から仕事を見つけて働く、そういう方を配置していただいているので、特に問題というようなことは感じていないと。それから、小破修理や樹木の剪定など、ある程度の技能を持った方を配置していただいているので、大変ありがたいと。それから、ある学校は、学校用務員を退職された方が配置されているので、全く問題はないと。しかし、指示、命令ができないので、やや使いづらい面もあると、そういう話をされている校長もありますが、総合的に勘案いたしまして、来年度以降3年間でございますが、20名の方々によって、学校用務員業務を業務委託で進めていきたいと考えておる次第でございます。

## ○竹谷委員

済みません。資料をいただいた説明で、基本的なものを質問する前に、9校とはどこどこの 学校で、何名ずつ配置していくのか、これをまずお答え願いたいと思います。

## ○相沢学校教育課長

それでは申し上げます。

9 校につきまして申し上げます。多賀城東小学校 2 名、山王小学校 2 名、天真小学校 2 名、城南小学校 3 名、多賀城八幡小学校 2 名、多賀城中学校 3 名、第二中学校 2 名、東豊中学校 2 名、高崎中学校 2 名、以上の 20 名でございます。

### ○竹谷委員

少なくとも、基本的な問題としてお話ししておきたいと思いますが、債務負担行為を提案 するに当たって、少なくとも当初予算よりも大きな、大きな、大幅なものをやるのであれ ば、その個別について、今のような資料を今後は提出していくべきでないかと思うのです けれども、その辺の基本的な考えはいかがでしょうか。

# ○郷家市長公室長補佐(財政経営担当)

御指摘のとおり、その辺工夫してまいりたいと考えております。

# ○竹谷委員

具体的にお聞きしますが、多賀城小学校は何名職員がおられるのですか。

# ○相沢学校教育課長

現在、市の職員の方3名を配置しております。

# ○竹谷委員

その諸経費は幾らでしょうか。

# ○相沢学校教育課長

申しわけございません。3名の人件費については、今、この場ではわかりかねます。(「初歩的でしょう。33万円も年間上げているのですよ。1人当たり年間」の声あり)

# ○内海総務部次長(兼)総務課長

おおむねでよろしいですか。(「おおむねで結構です」の声あり)細かい数字はちょっと 手元にございませんので、大体 650 万円掛ける 3 人というふうなとらえ方をしてございます。

### ○竹谷委員

約 10%の値上げということになりますね。そういうふうに見てよろしいですか。

## ○相沢学校教育課長

前回の債務負担行為の1人当たりの金額と比較いたしまして、今回は約10%ほどの値上げとなると認識しております。

### ○竹谷委員

職員との比較をするためにざっと聞いたのです。大体半分ぐらいで 1 人を採用しながら、 業務ができるというような内容になっていると思います。

ただ、指揮命令権が、いろいろと問題が出てくるのではないかという気はいたします。で すから、使う側の方々でいくと、ちょっと気を遣うところはあるのかというふうに思うの ですが、例えばこれを非常勤でやった場合には、どういう経費になっておりますか。

### ○相沢学校教育課長

非常勤の場合は、まず勤務時間が 6 時間となりまして、年約 200 万円程度というふうになると思います。

### ○竹谷委員

そうすると、臨時で8時間勤務できるみたいですね。例えば、この委託の場合は、8時から5時までというふうになっていると思いますけれども、それを同じように、規則があるでしょうけれども、臨時でやった場合にはどういうふうになるでしょうか。これは人事担当でしょう。

# ○内海総務部次長(兼)総務課長

臨時職員ということになりますと、期間的な制限がございます。あくまで6カ月間で、最大延長1年ということになりますので、現場の状況に合わせて、果たしてそういった雇用の仕方で対応できるかどうかということになりますと、かなり難しいのではないかというふうに思っております。

# ○竹谷委員

なぜ私がそれをお聞きしているかと申しますと、大体にして、現在の物価上昇、経済上昇、 民間の賃金の引き上げ状況を考慮しても、10%の値上げというのは考えられないような気 がするのです。業務委託に移行したことによって、業務委託でこの仕事をやっていかなけ ればいけないから、最初はある程度安く入ってきながら、更新のときに値上げをしていく、そういうふうに受けとめたのですけれども。剪定をやる何やる、かにやるのでと、それは最初からの話です。余りにも私は10%の業務委託といいますか、値上がりは余りにも高過ぎるのではないかというふうに思うのですけれども、交渉に当たっている方は、どのように感じてこれを受けているのか、お聞かせ願いたいと思います。

#### ○相沢学校教育課長

前回の債務負担行為の場合と今回とで、10%ほどの値上げになっていることが、委員は、「高過ぎるのではないか」という御指摘でございますが、我々も若干高いかというふうに思いましたが、業務内容が、業者も、3年前というのは、用務員の、学校用務員の業務委託という業務に進出したのが、まだ初めてではなかったのかと。それが、3年経過いたしまして、実際に社員として働いている方々の話とか、そういうものも聞きながら、これまで見えなかった仕事が見えてきたのではないだろうかと。

先ほども少し申し上げましたが、3年前ですと、掃除などはもう、この辺の掃除をするような感じで、会社では考えていたかもしれませんが、実際、学校現場ですと非常に広いエリアになっているとか、そういうこれまで、3年前には見えなかったような仕事が見えてきたと、業者の方でもわかるようになったと。

そういうことで、10%の値上げというふうになったのではないかと、そこはそのように我々の方では解釈しているところでございます。

# ○竹谷委員

これ、私は非常に疑問を持っているのです。ここに働く方々に、月々3万円のアップをしているのかという、30万円上がりですから、月々に考えると3万円ですね。私は、これ、そういうお仕事をしている本人に還元されているというのであれば、私はまだ、高いけれどもしようがないかなと、一生懸命やってくれているのだからと思うのです。これもし全部委託業者にそっくり入っていったとすれば、私は大変疑問だと思うのです。そこに派遣されている従業員の方は一生懸命やっている。だから10%上げてもいいのではないかというお話ですけれども、そのお金が直接、そこにいる働く従業員に、末端に還元されているのかと思うと、私は甚だ疑問だと思います。その辺はいかがですか。

### ○板橋総務部長

竹谷委員が心配しているのは、この数字から見ればもっともだと思ってございます。

ただ、これはまだ契約しているわけではございません。今一応見積もりを取って、このぐらいになるだろうということで、上限ということでここに上げさせていただいております。

債務負担行為を起こすのは、先ほど説明したように、今年度中に契約を済ませて、4月1日からスタートしたいということで、今回債務負担行為を上げているわけでございます。

これは上限としてここに上げさせていただきましたけれども、今から契約するわけでございますので、今、竹谷委員がおっしゃったようなことも重々認識しながら、契約に向かっていきたいとこのように思ってございます。

# ○竹谷委員

そうであれば、そういう説明をきちんとしてください。質問されてからそういう答弁をお 聞きすると、ちょっと、概要説明になっていないのではないかと。 ですから、多分見積もりでいくのでしょうけれども、実際に従業員に、働く者に、平成 20 年度からは、見積もりのそれだけのアップをされて、行っているのだというのであれば、これもまた経費節減からいくと、職員を雇うよりも安くなる、そうしてまた、働いてくれる人が効率的にやってくれるという評価があるのであれば、私はそれでやむなしと思いますけれども、少なくとも、1回委託をとったから、次の更新は多少上げてやっても委託はとれるのだという認識で、こういうものに参画をしていただくということは、甚だ私は問題があるというふうに思いますので、その辺を十分、契約の段階では注意していただきながら、市民に聞かれても、問題のないような契約状況にしていただきたいというぐあい、これはこれ以上言ってもしようがないですから、私の方からお願いをしておきたいと思います。

### ○藤原委員

済みません。最後だと言いながら。

私は、竹谷委員の問題意識とは別な側面で、ちょっと今、問題意識を持っているのですけれども、先ほど学校教育課長の方から、「指示、命令ができない」という意見もあるのだと、校長から。確かにそうですね。派遣だと現場が指揮できると。委託の場合だと、現場で直接指示ができなくなっていますね。

しかし、学校の用務員さんというのは、やることをぱっと決めて来てもらって、それで済むような職種ではないと私は思うのです。あるときはガラスを入れかえたり、あるときは掃除をしたり、あるときは学芸会の舞台をつくったりしなければいけないと思うのです。それを、派遣となると、結局、契約したことだけやればいいということになってしまうのですね。果たして学校の用務員が、こういう委託になじむのかどうかと。先ほど市民課の窓口のところはさっさとかえましたね。派遣をやっていたけれども、臨時職員に戻したと。

私は、学校現場でもそういう問題が起きているのではないかと思うのです。このまま果たして委託を続けていいのかどうかと。多分、内々に、違法に、「これをやってくれ」と、「あれをやってくれ」と頼んでいると思います。ですけれども、これは労働法上は違法ですから、正式には契約者の教育委員会が、委託の会社に業務内容をきちんと契約して、その範囲をやってもらうと。それ以外について学校は直接指示はできないというのが、委託の労働契約の中身なのです。

果たして学校について、いろいろなことをやらざるを得ない用務員さんを、委託しておいていいのかと。私はそういう問題意識を持つのですけれども、その点ではどうですか。

# ○相沢学校教育課長

藤原委員の御質問にお答えをいたします。

これは偶然だとは思うのですが、現在、14名、最初、平成17年度スタート当時は10名の方に業務委託ということでお願いしましたが、その後、3年間の間に、退職される方がありまして、現在14名の方々が業務委託ということでお仕事を進めておりますが、そのうち4名の方が、元学校用務員の経験のある方ということ。それから、その他大きな組織に所属して働いていた方というようなことで、委託業者の方が、業務内容を勘案しまして、それにふさわしい方を配置しているのではないかと。

また、今回もそういうことは、契約をする前に、委託業者と十分にその点についても話し合いを進めてまいりたいと考えておる次第でございます。

# ○藤原委員

ですから、結局、契約上はどういうことになっているかというと、学校現場で、委託された人にいちいち指示するのはこれは違法なのです。労働法上。ですけれども、今、課長が答えたのは何かというと、学校の事情をよくわかっている人がやってくれているから、助かっているのだという話です。今言っているのは。その委託された良心に頼っているのです。

ですから、今、社会的に違法請負ということで、いろいろ問題になっていたでしょう。キャノンだとかトヨタとか、あれは何が問題になっているかというと、委託という名前で派遣されて、実際にはもう現場がばんばん指揮して使っているのです。それが違法請負なのです。ですから、実際上はそういうことをやっているということです。

学校現場をよくわかっている人が来てくれているということで、まあ、あうんの呼吸でやってくれているということですよ。

ですけれども、私はやはりこの委託というのは、用務員さんを委託するというのは、私はその職種からいって、それから労働契約のあり方からいって、私は不合理というか、不適切というか、これはやはりやめた方がいいのではないかと。「契約した中身でないから、あなたにいちいち言われる筋合いありません」などと言われても、しようがないでしょう。「これやってください、あれやってください」と言えないのですから。すべては教育委員会と会社との契約事項なのですから、それ以外やらせてはいけないことになっているのですから。労働契約上は。

ですから、私は、市民課の窓口の方だけはさっさと切りかえて、教育委員会の方は知りませんという態度はないだろうと。どうですか。

# ○内海総務部次長(兼)総務課長

決してそういうつもりで今回の形になったというわけではなくて、やはり先ほど来申し上げましたように、市民課窓口業務については、なかなか業務委託というふうな形で切り出すことが、今時点では難しかったというふうな形で、今回、派遣労働者を引き上げるというふうな形です。

学校の場合ですと、業務委託というふうな形で、今、藤原委員のおっしゃり方では、なじまないのではないかということですので、市民課窓口業務部分は、最終的にはやはりその業務委託を目指したいと思っております。それとちょっと流れが双反するかというふうなところはありますけれども、基本的には、その方向については変わっていないと思っております。

## ○藤原委員

派遣の場合は、これは伊藤議員がよく勉強して、取り上げていた問題なのですけれども、派遣してくる場合は、現場で指揮命令できることになっているのです。ですけれども、3年以上継続して派遣された場合には、それは正社員にしなければいけないということになっているのです。

正社員にするのが嫌だから、社会で何が横行するかというと、派遣ということで来てもらって、実際は指示して働いてもらっているのです。これが違法請負なのです。

学校の場合、校長が指示できない人が、用務員になっていていいのかという問題がやはりあるのです。そういう問題は内在しているのです。それは契約しているから、いろいろやってもらうことになっているのだというふうにそれはなるでしょう。ですけれども、現場ではいちいち指示できないというのが、これが委託なのです。

ですから、給食センターでも、給食センターの調理業務も、派遣された会社の中にリーダーがいて、そこに指示をして、一切仕事をやっているわけでしょう。あかね保育所も、私は違法ではないかと思っているのですけれども、働いている人たちがいるので、そこまで言わないけれども、建前上は、あかね保育所も、委託された会社の職員の中に指揮者を1人置いて、その人からすべて労働内容が伝達されるような仕組みになっているのです、労働法上は。

ですから、私は、そういう労働法上の問題があるのに、委託という形で学校に、本当に多種多様な仕事をやってもらわなければならない用務員さんを、委託というのはなじまないのではないかと。そういう問題が内在していると。

ですから、先ほど課長が言ったように、校長からそういうことが出てくるのです。そうい う問題が内在しているというふうに思いませんか。

# ○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

ただいまの藤原委員の、そういった問題が内在しているのではないかという御指摘でございますが、確かにそういったことはあろうかと思います。

だからこそ、委託契約の際に、その業務の内容を明示する仕様書の作成に当たりましては、 その内容、その業務範囲をできるだけ具体的に明示しまして、請負者の指揮監督のもとに 業務が行えるようにしておるということでございます。

その具体的な委託契約の仕様書につきましては、一般的に学校で行われている用務員の業務といたしまして、標準的業務内容を明示しまして、項目ごとに具体的な職務の内容を明示いたしまして、受託者がその具体的な業務内容をみずから行えるような範囲を明確にしております。

あと、先ほど、偽装請負というふうなお話がありましたが、法律上の雇用関係につきましては、請負とか委任とか、雇用と、こういった3種類あるわけでございますけれども、この業務委託につきましては、一種の委任といいますか、準委任という形態でございます。この分につきましては、先ほど言いましたように、委託でございますので、これは偽装請負には当たらないというふうな認識でございます。

## ○藤原委員

いや、いろいろ弁解はするけれども、そういう問題が内在しているということを認めざる を得ないことがあるのです。時間も遅くなりますので、やめますけれども、私は重大な注 目をしています。

ですから、学校の現場の意見もよく聞きたいと思いますし、それから仕様書も、どういう 契約をやっているのかも出してください、資料で。本当に委託でいいのかどうか、今から 吟味していきますから。

### ○相澤委員長

以上で歳出の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御 異議ありませんか。

# (「異議なし」と呼ぶ者あり)

### ○相澤委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第81号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

## ○相澤委員長

挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第82号 平成19年度多賀城市介護保険特別会計補正予算(第2号)

#### ○相澤委員長

次に、議案第82号 平成19年度多賀城市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

関係課長等から説明を求めます。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

それでは、介護保険特別会計補正予算について説明をさせていただきます。

介護保険特別会計につきましては、保険事業勘定とサービス事業勘定と二つの勘定を持っておりますが、いずれの勘定についても補正予算がございますので、続けて説明をさせていただきます。

# ● 保険事業勘定歳入歳出説明

# ○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

初めに、保険事業勘定から御説明をいたしますので、保険事業勘定の歳出 115 ページをお開きください。

1款3項1目介護認定審査会費で84万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、一般会計で御説明いたしましたとおり、要介護認定調査に従事する臨時職員1名を募集してまいりましたが、保健師または看護師という条件があり、これまで応募がなかったことから、平成20年1月から3月までに行う1名相当分の訪問調査件数約240件を、東部、西部地域包括支援センターに委託するものでございます。

次のページをお開き願います。

これは人件費ですので、省略いたします。

次のページをお願いいたします。

2項1目包括的支援事業費で 175万 3,000円の減額でございます。

2、地域包括支援センター運営に要する経費で 115万 5,000 円を減額するものでございますが、まず、1 節報酬で3万 1,000 円の増額は、運営協議会の会議開催数が、当初3回を

予定しておりましたが、1回増加することになりましたことから、委員報酬を増額するものでございます。

また、13 節委託料では、それぞれの業務委託の執行残 118 万 6,000 円を減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目基金積立金で 19 万 7,000 円の減額でございますが、次のページの、第 1 号被保険者保険料還付金の補正にかかわりますので、次のページをお願いいたします。

7款1項1目第1号被保険者保険料還付金で、19万7,000円を増額するものでございます。これは、死亡や転出、所得変更等に伴う還付金に不足が生じたため、前ページの基金積立金を減額し、こちらの第1号被保険者保険料還付金を増額するものでございます。

歳出は以上でございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、 113ページにお戻り願います。

7款1項1目一般会計繰入金で90万2,000円の増額補正でございます。

1、職員給与費等繰入金6万2,000円は、後ほど説明いたしますサービス事業勘定繰入金の減額補正に伴う調整でございます。

2の、事務費繰入金は、歳出で御説明いたしました要介護認定調査事務を、東部、西部地域包括支援センターに委託するものでございます。

3項1目介護サービス事業勘定繰入金で 192万 7,000円の減額でございますが、この内容につきましては、介護サービス事業勘定の補正で御説明いたします。

歳入は以上でございます。

次に、109ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為の補正でございますが、現在、直営で行っている中央地域包括支援センターを、平成20年度から業務委託するため、補正をお願いするものでございます。

委託期間につきましては、既に委託済みの東部、西部地域包括支援センターと最終年度を合わせるため2カ年度とし、限度額についても同額の2,400万円を計上させていただくものでございます。

また、委託先につきましては、去る 11 月 28 日に行われました多賀城市地域包括支援センター運営協議会で審議した結果、多賀城市社会福祉協議会に委託することが決定しております。

以上が保険事業勘定の補正予算の概要でございます。

- 介護サービス事業勘定歳入歳出説明
- ○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

引き続き、介護サービス事業勘定の補正について説明させていただきますので、 131 ページをお開き願います。

歳出から御説明いたします。

2款1項1目介護予防支援事業費で40万円の減額補正をお願いするものでございます。これは、上半期の利用実績をもとに、今後の必要額を見直した結果、委託件数が当初の見込みより下回ることから、不用額として減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

3 款 1 項 2 目保険事業勘定繰出金で 192 万 7,000 円の減額補正をお願いするものでございます。これは、介護予防サービス計画を作成する職員人件費として、介護保険事業勘定に繰り出すものですが、これも上半期の利用実績をもとに、今後の必要額を見直した結果、作成件数が当初の見込みより下回ることから、繰出金を減額するものでございます。

詳細は、歳入で御説明をしたいと思います。

歳出は以上でございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、 129 ページへお戻りください。

1 款 1 項 1 目介護予防サービス等計画費収入で 232 万 7,000 円の減額補正をお願いするものでございます。これは、新年度の当初予算編成段階では、東西の地域包括支援センターの委託がまだ決定ではなかったことから、万が一を考え、1 カ所で運営した場合の予算計上をしたものですが、予算計上後、編成後、東西の委託が可能になったことから、収入が減少したもので、なお、見直しに当たっては、上半期の実績をもとに今後の計画作成件数を見込んだものでございます。

以上で介護保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

○相澤委員長

以上で説明を終わります。

- 歳入歳出一括質疑
- ○相澤委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

(「質疑なし」の声あり)

○相澤委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御 異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○相澤委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第82号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

# ○相澤委員長

挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第83号 平成19年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算(第3号)

### ○相澤委員長

次に、議案第83号 平成19年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題 といたします。

#### ● 歳入歳出説明

### ○相澤委員長

関係部課長等から説明を求めます。

### ○鈴木下水道課長

それでは、歳出の方から御説明を申し上げます。

150ページをお開きください。

2 款 1 項 1 目公共下水道建設費で、補正額の増減はございませんが、予算の組み替えでございます。

1の、公共下水道建設事業(補助)の13節委託料で、1,780万円の減額でございます。これは、当初予定しておりました雨水流出解析業務委託2,380万円につきましては、雨水幹線整備を優先するため、本年度は実施を見送ることとし、雨水幹線工事に振り向けるものでございます。

まず、次年度工事を予定しております、旧東北歴史資料館南側の県道玉川岩切線を横断する、浮島雨水幹線の設計業務委託 600 万円を追加するものでございます。

次に、15 節工事請負費で 1,780 万円の追加補正でございますが、これは陸上自衛隊多賀 城駐屯地正門前の産業道路横断部及び駐屯地東側の大代雨水幹線の延伸を予定してござい ます。

2目流域下水道建設費で88万1,000円の追加補正でございます。

1の、仙塩流域下水道建設事業負担金の19節負担金,補助及び交付金88万1,000円の追加でございます。これは、宮城県から今年度の流域下水道建設事業に係る市町村負担金の予定額が示されましたので、既定予算との不足額を補正するものでございます。

152ページをお開きください。

3款1項1目公債費で、補正額の増減はございませんが、財源の組み替えでございます。

1の、借入金償還費(利子)で、人件費の補正等による下水道使用料と、歳入で説明いたします仙塩流域下水道維持管理負担金の返還金に伴う、財源組み替えによるものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

142ページをお開きください。

6 款 1 項 1 目一般会計繰入金で 4,393 万 2,000 円の減額補正でございます。これは、さきに御説明申し上げました歳出における人件費の減額補正及び、次に御説明いたします仙塩流域下水道維持管理負担金の返還金に伴いまして、減額するものでございます。

8款2項1目雑入で4,312万1,000円の追加補正でございます。これは、仙塩流域下水道における維持管理負担金の剰余金が、平成13年度から22年度までの10年間で返還されることになっておりますが、今年度の返還額の確定に伴い、補正を行うものでございます。

次に、138ページをお開きください。

公用自動車の借り上げのための債務負担行為でございまして、現在借り上げている3台のうち、1台が今年度末をもって借り上げ期間が満了することから、その新たな車両分の経費追加により、リース限度額を254万円追加して、357万6,000円とするものであります。

以上で説明を終わります。

○相澤委員長

以上で説明を終わります。

- 歳入歳出一括質疑
- ○相澤委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。藤原委員。

### ○藤原委員

一つは、昼休み中に出していただいた資料との関係で、借りかえの関係の政府通達の関係で、最後のページに、公共下水道で有収水量当たりの汚水分元利償還金ということで、基準1、基準2となっていますね。うちの場合にはどこに該当して、それから、それに該当する未償還残高が幾らあるのかということを説明お願いします。

○郷家市長公室長補佐(財政経営担当)

これにつきましては、下水道事業有収水量当たりの、この表の適用区分では、下水道の公共の部分になります。基準1が該当になりますが、多賀城市の場合は126.5円ということで、基準1よりも下回るということで、ここに該当してくるということになります。

### ○藤原委員

基準 1 にも当てはまらないということは、年利 7%以上の残債しか該当しないのだと、下水 道の場合は、そういうふうに理解していいのかということですがどうですか。

- ○郷家市長公室長補佐 (財政経営担当)
- この基準からはそのようになります。
- ○藤原委員

それは、対象額としてはどのぐらいありますか、金額で。ゼロならゼロで。

- ○鈴木下水道課長
- 6 億 8,320 万円ほどになると思います。

### ○藤原委員

では、その件はそれで。

それから、 143 ページ、仙塩流域下水道維持管理負担金の返還金ですけれども、これトータルで幾ら返してもらうことになっていて、ことしのものでどのぐらい返してもらうことになるのかと。意味わかりますね。

### ○鈴木下水道課長

平成 12 年度に判明した時点で、24 億 8,900 万円ほどございました。それで、今現在、毎年返還されておりますが、今回の返還予定を含めまして、現在 11 億 8,200 万円ほど残っております。

## ○藤原委員

多賀城市のだけでこんなにまだ残っているのですか。

# ○鈴木下水道課長

全体でございます。流域3市2町全体でございます。

# ○藤原委員

3市2町ですね。多賀城のはどうなのですか。多賀城のは計算していないですか。

### ○鈴木下水道課長

多賀城市の、既に返還されているものはわかりますが、今後のはわかりませんが、これまでのものでよろしいですか。

今回のものは 4,312 万 2,000 円でございます。前年平成 18 年度は 4,986 万 4,622 円 でございます。合計ですか。今回のを入れまして、トータル 1 億 6,474 万 3,701 円戻ってきております。

### ○藤原委員

ということは、手元には、多賀城に返してもらう分が幾らで、それは持っていないという ことですね。では後で聞きに行きます。

それから、最後、 152 ページ、 153 ページなのですが、公債費の金額自体は変更ないのだけれども、財源内訳に変化があったということですね。

それで、この公債費を雨水分と汚水分に分けて、それぞれ一般財源が、というのは、一般 会計からもらったお金がどれだけ充当されているのかというのは、今手元に資料あります か。

# ○鈴木下水道課長

済みません。ございません。

# ○藤原委員

後で聞きに行きます。

# ○竹谷委員

138 ページの債務負担行為で、約 250 万円増になっているのですが、先ほど、リース代の 3 台でやって、1 台がリースアップになるという意味でいくと、1 年幾らでリースなのでしょうか。

### ○鈴木下水道課長

1台5年でございますので、約月4万2,000円ほどになります。

# ○竹谷委員

そうすると、月4万 2,000 円ですと、それに3 を掛ける数字がここだと。この数字になると。3 を掛けて、5 を掛ければ、その数字になるということですか。

### ○鈴木下水道課長

実は、3 台ございますが、今回、年度末で借り上げが終わるのが 190 万 2,000 円のもの でございます。そのほかに全体で83万 9,000 円と、ここに載っております 103 万 6,000 円と、残りの2 台があるわけでございます。

ですから、この今回債務負担行為補正をいたします中には、2 台分が入っております。そのほかに、当初の予算でも資料を出しておりますけれども、もう 1 台 83 万 9,000 円の公用車があります。

# ○竹谷委員

そうすると、今回出す債務負担行為は、2 台分の債務負担行為の 5 年間だという理解でよろしいのですか。

# ○鈴木下水道課長

そのとおりでございます。

### ○竹谷委員

ちょっと債務負担行為のこういうリース関係のもので、全体的にお聞きしたいのですが、 一括管理、予算的には振り分けるのでしょうけれども、一括管理という関係で交渉されて おられるのでしょうか。

# ○内海総務部次長(兼)総務課長

一括管理ということは、1 カ所で予算措置をして、購入手続云々というふうな形かと思うのですけれども、現在はそのような形ではなくて、それぞれのところで措置をしているというふうな形で処理をしております。

ただ、車両の管理につきましては、各部ごとで、部単位でその辺のやりくりをしているというふうなことでございます。

# ○竹谷委員

特別会計ですから、そういう格好になるのでしょうけれども、少なくとも、特別会計であろうと、一括で処理することによって、安い金額でリースできるのではないのかというような感じはするのですけれども、そういう面はいかがなものでしょうか。予算は別にして。

# ○内海総務部次長(兼)総務課長

その辺につきまして、ちょっと研究してみたいと思います。

# ○竹谷委員

細かい問題でしようがないのですけれども、やはり全体的なもので、そういうことも研究しながら、財政の効率化を図るようなやり方はないのかということも、研究していくことが大事ではないかと思うのです。

それと、特別会計と普通会計は違うのだと言われればそれまでなのですけれども、やはりこういう時節ですので、リース車をしながらでも、各部門の交流といいますか、部門で5台あるから、5台なのだではなく、それぞれ融通しながらでも、少な目にしながら、財政に寄与していくのだという、それも行政改革ではないかと思いますので、そういう点も含めて、全体的にちょっとそういう視点も含めた検討をする必要があるのではないかと思うのですけれども、いかがなものでしょう。

# ○内海総務部次長(兼)総務課長

車の関係ですと、車検の期間ということもございますので、必ずしもその登録年次を一つ に合わせて、まとめてどんというふうな形にはなかなかならないかと思いますので、その 辺の調整も含めて、ちょっと研究してまいりたいと思います。

## ○竹谷委員

ひとつその辺はよろしくお願いしたいと思います。

151ページ、浮島幹線の設計委託、これはたしか玉川岩切線の工事によるところだと思いますけれども、この雨水幹線が完成すれば、浮島地区の水害について解消できるという状況の中で、それを含めて設計委託の中に入れていくという基本方針になっているのか、その辺お伺いしたいと思います。

# ○鈴木下水道課長

委員おっしゃるとおり、当然、そのように考えてやっていきたいと思っております。

## ○竹谷委員

国府多賀城駅北側のところに、以前水田であったところをお借りをして、遊水地にしておりますね。あの遊水地の有効活用をするには、もうちょっと底を掘らなければいけないのではないのかという。そうすると史跡の関係があって、なかなかできないという問題もあるとは思いますけれども、あれとの整合性をどうとらえていくのか。ポンプ場に多分いくための工事も直結するのかどうかわかりませんけれども、あの辺はどうするのか、直結していくのか、それともボトム方式にして、あの遊水地を活用した幹線工事に持っていこうとしているのか、それともドッキングする幹線工事にしていこうとしているのか、その辺はいかがでしょうか。

# ○鈴木下水道課長

駅をおりて、右側の遊水地は、一緒にドッキングする予定はございませんが、今現在公園 用地になっておりますけれども、あそこを、公園とそれから都市計画道路の絡みがあるの で、すぐにはできないのですが、今回、玉川岩切線の下から南に下がって、市道浮島線だ ったでしょうか、あそこまで今回やりまして、あと、その下は公園用地の遊水地になって おりますので、できれば素掘りというのでしょうか、一応溝をつくりまして、今、駅をお りて西側にもぐっております管の方に、当分の間つなげていきたいというふうに考えております。

# ○竹谷委員

その工事で、浮島の冠水している状況は解消できるという決意の中でおられるのですか。

#### ○鈴木下水道課長

そのように思っております。

# ○竹谷委員

ちょっとこれはお願いですけれども、もうちょっと現場を見ていただいて、浮島ポンプ場の活用も含めて、実態を十分、もう一回把握していただきながら、基本設計に入っていただきたいというふうに思うのです。

ここは、玉川岩切線ができてしまうと完全に分断されると思うのです。ここの下水道のこの本管というのは、物すごく重要な役割が出てくるのではないかと。というのは、政庁が今発掘調査しておりますので、全部はげ頭になっています。あそこに降った雨が一気にあそこに来るということになる。そうすると、玉川岩切線がある程度堤防のかわりになりますので、あの地帯に水が一気に来る、そうすると、そこから来る水が、今回設計しようとする下水道に来るということになると思います。その雨水が全部浮島ポンプ場に来るという設計になると思います。そうひの雨量のとらえ方もきちんと考えた中でこの設計をしていかないと、もう1本途中に切らなければいけない。中央公園のあたりにもう1本、抜け道をつくらなければいけないということも考えられますので、この前の歴史博物館のところだけでなく、こちらの方も考えながら、雨水対策をきちんとしていかないと、史跡のまちにふさわしい、本当の浮島、市川地区が水浸しになってくるという可能性もありますので、今までそうなっておりますので、今度はますます分断されますから、そういうことで、その辺も考慮に入れて、ひとつ設計段階では取りかかっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

### ○相澤委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御 異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### ○相澤委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第83号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

### ○相澤委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで 10 分間休憩いたします。

午後4時00分 休憩

午後4時11分 開議

○相澤委員長

再開いたします。

- 議案第84号 平成19年度多賀城市水道事業会計補正予算(第2号)
- ○相澤委員長

次に、議案第84号 平成19年度多賀城市水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

- 収入支出説明
- ○相澤委員長

関係部課長等から説明を求めます。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

それでは、155ページをお開きください。

平成19年度多賀城市水道事業会計補正予算(第2号)でございます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量でございます。第2条第4号ア中、配水管整備事業1億9,731万6,000円に9万1,000円の人件費を増額し、1億9,740万7,000円に改めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出でございます。予算第3条中に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正をお願いするものでございます。

1 款水道事業収益 4,232 万 3,000 円を増額し、21 億 2,921 万 5,000 円とするもので、 増額の主なものは、土地売却に伴う特別利益でございます。

次に、支出でございますが、1款水道事業費用 693万円を増額し、20億 262万 9,000円とするものです。増額の主なものは、委託料、修繕費等でございます。

156ページをお開きください。

第4条は、資本的収入及び支出でございます。第4条本文括弧書き中、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額4億2,239万円を2,187万5,000円減額し、4億51万5,000円に、当年度分損益勘定留保資金2億5,958万5,000円を9万6,000円増額し、2億5,968万1,000円に、建設改良積立金1億5,010万2,000円を2,197万1,000円減額し、1億2,813万1,000円に改めるものでございます。

次の、第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。予算第9条第1号中、2億2,963万8,000円を58万円減額し、2億2,905万8,000円 に改めるものでございます。

次に、159ページをお開きください。

補正予算説明書の収益的収入及び支出でございます。

収入から御説明申し上げます。

1 款 3 項 1 目固定資産売却益として、取得価格と売却代金との差額 4,232 万 3,000 円の増額補正をお願いするものでございますが、用地の売却収益として、昭和 44 年 8 月に取得した紅葉山 4 号井の用地 43 平方メートル、82 万 2,000 円、昭和 49 年 9 月に取得した新田浄水場汚泥処分用地 1,513.43 平方メートル、 4,150 万 1,000 円でございます。

次に、支出について御説明申し上げます。

1款水道事業費用 693万円の増額補正をお願いするものでございます。

1項1目原水及び浄水費で 1,022万 6,000円の減額補正です。給料で 539万 4,000円、 手当で 234万円、法定福利費で 249万 2,000円の減額補正です。 職員1名の組み替えによるものでございます。

次の、2 目配水費で 564 万 2,000 円の増額補正でございますが、給料 271 万 7,000 円、 手当 183 万 7,000 円、法定福利費 108 万 8,000 円の増額補正でございますが、職員 1 名の組み替えによるものでございます。

5目業務費で301万8,000円の増額補正でございます。給料で46万4,000円、手当で241万2,000円、法定福利費で14万2,000円の増額補正をお願いするものでございますが、人事異動に伴う増加と料金システム構築、コンビ二収納対策に伴う時間外勤務手当等の増加によるものでございます。

6 目総係費で 840 万円の増額補正でございます。給料で 16 万 3,000 円の減額は、職員の組み替えによるものでございます。手当で 120 万 7,000 円の増は、職員の昇格による手当の増加と時間外勤務手当の増、法定福利費で 11 万 9,000 円の減額補正は職員の組み替えによるものでございます。次の、委託料の 177 万円の増額補正は、土地売却に伴う鑑定料と用地測量、資材の移設に伴う費用を見込んでございます。次に、修繕費の 570 万 5,000円の増額補正をお願いするものでございますが、用地売却に伴う工作物の撤去及び資材倉庫解体、組み立てに伴う費用でございます。

次に、1 款 3 項 1 目固定資産売却損で 9 万 6,000 円の増額補正でございますが、昭和 51 年 12 月に取得した配水管の敷地として、八幡字庚田地内の用地が価格の下落により、当時の取得価格より鑑定価格が安くなったために生じた売却損でございます。

次に、 161ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。

収入から御説明申し上げます。

1款4項1目有形固定資産売却代金で2,196万6,000円の増額補正でございますが、先ほど収益的収入で御説明申し上げました用地の当時の取得した金額が、売却代金となるものでございます。

次に、支出でございますが、1 款 1 項 1 目配水管整備事業費で手当 10 万 2,000 円の増額 補正は、業務量の増により、時間外勤務手当の増加によるものでございます。法定福利費 1 万 1,000 円は、確定による減額補正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

# ○相澤委員長

以上で説明を終わります。

### ● 収入支出一括質疑

### ○相澤委員長

これより、収入支出一括質疑に入ります。

### ○藤原委員

一つは、ずうっと使っていました借りかえの最後のページの件です。上水道ではどういうものがこの借りかえに該当するかと。基準 2 をクリアすれば、5%以上のものは借りかえができるということになっています。

それで、恐らく末端給水のところの資本費が 106 円を超えれば、5%以上は借りかえができるというのだと思いますが、多賀城市の資本費は幾らになっていたのかと。

それから、もし5%以上の借りかえができるとすれば、その対象起債残高は何億円で、利子はどのぐらい減る見込みなのかということなのですけれども、いかがですか。

# ○中村上水道部次長(兼)管理課長

多賀城市の資本費の実績ということで、平成18年度で187円10銭でございます。

それと、繰り上げ償還などできるというふうな、今示されているものでやれば、政府債が9件、認められれば9件、あと公庫債が4件、合わせて13件でございまして、最終的に元金として残る部分が、4本で16億7,983万円の見込みでございます。

これがすべて条件がクリアして、繰り上げ償還が認められれば、利息の軽減ということで、 平成 33 年までの間でございますが、約4億 1,500 万円ぐらいの効果が出てくるというふうに算出いたしております。

## ○藤原委員

それから、先ほど資料をもらったのですけれども、この細かいもの、これは、10月24日に、仙南仙塩広域水道の構成市町に対して、今後の見通しということで配られたものだと思います。

それで、私、これを見て注目したのは二つあるのです。

一つは、減価償却費が今後どうなるのかというのを、私は非常に心配していたのです。というのは、この間、いわゆる仙南仙塩広域水道というのは、総配水量 50 万トンで計画されていまして、ダム取水が約 30 万トン、それからあとの 20 万トンが白石川からの河道取水でした。

それで、5分の2を建設仮勘定にしておいて、それをその減価償却に計上していなかったのですけれども、この間、稼働しているではないかということで、計上したので、一気に十数億円減価償却がこの間上がりました。1年当たり。

それで、まだ未計上のものがあるかどうかということで、私、県の担当者に聞いたのですけれども、それはもうないのだと。

ですから、これを見るとわかるように、減価償却費はずうっと 49 億円で推移しています。

それから、もう一つ、利子、支払利息、本年度平成 19 年度が 46 億 9,400 万円です。皆さん方は 22 年度から 18%上がる、18%上がるという話をずうっとされてきました。しかし、利子は、県の資料によると、この今の借りかえを目いっぱいやったとすれば、26 億円まで下がると。つまり、21 億円ほど、仙南仙塩広域水道では利子負担が減るのだというのがこの資料です。

したがって、皆さん方は、平成 22 年度から 18%上がるのだ、上がるのだと、上がるから下げられないのだということを、ずうっと言ってきたのですけれども、少なくともその話はもうないのだというふうに、私はこれを見て理解したのですけれども、御回答をいただきたいと思います。

# ○中村上水道部次長(兼)管理課長

実は、藤原委員ほか、11月の何日でしたか、(「30日」の声あり)30日ですか、県の方に行って、いろいろ調査してきたということで、実は、先ほど言われたように、未稼働資産の部分について、平成17年度から減価償却費に入れておるということが、10月24日の会議の中でお話しされました。

ただ、この中で、県の繰り上げ償還、すべて国の基準をクリアして、今まで借りている部分、対象額として約 340 億円ぐらいの元金、これを支払ったとみなして、この表を作成しているということで説明を受けております。

それで、ここの中に、将来の水需要計画というものはどうですかというふうなお話もしたところ、今のところまだ水需要計画についても見ていないし、今後、これらの今まであった設備を耐震化する計画も入れていない。あと、施設の更新計画も入れていないと。ただ、これが、要するに今まで借りていた分、繰り上げ償還が認められればという条件で出したということで、それらについて、詳しい資料については、今現在繰り上げ償還の関係がはっきりし次第、それらも含めて、将来の水需要も含め、将来の更新計画も含め、改めて出すというような話でございました。

つけ加えさせていただきたいのですが、我々、仙南仙塩広域水道 17 市町があるわけでございますが、そこの中で連絡協議会というのをつくっております。今までは 17 市町だけの集まりでほとんどやっていたわけですが、平成 22 年度から、仙南仙塩広域水道の料金が大幅に上がると前から言われていたものですから、それらの勉強会も含めながら、どういうふうになるのだということで、この収支計画を見させていただいたところ、全然新たな工事等について入っていなかったのです。それで、我々も、これでは議会に対して説明もできない、あと、ほかの仙台市なども同じですが、集まった団体の中から、これでは正確な金額も出せない、なるべく早く正確な金額を出してほしいということでは、要望いたしております。

## ○藤原委員

私どももこの資料で説明を受けたのです。実は。何と言っていたかといいますと、一番いいケースの場合でこれをつくったのだと。ですから、今から変わってくる要素は二つあるのだと。一つは、その借りかえが満額認められるかどうかということがあるのだと。それから、もう一つは、もうつくってから、一番古いのでは30年ぐらいたったので、施設をずうっと点検してみないと、幾ら設備更新をやらなければいけないかというのがわからないのだと。それで変わってくるのだということは話していました。

ただ、「一切見ていないのか」と私が聞いたら、設備投資、いわゆる耐震化工事等を一切 見ていないのかと聞いたら、「いや、どうしてもやらなければならないものは上げていま す」と言っていました。それは水管橋、やはり一番地震に弱いのは水管橋なのだと。その 耐震化工事のものは計上していますと言っていました。そういうことです。

それで、要は何かというと、要するに 18%の話はもうないということです。今から点検して、いろいろ設備がどのぐらい設備更新をやらなければならないのかというのは出てくるけれども、あの 18%の話はもうないのだということです。

それから、設備投資についても、例えばこういう話をしていました。今はこちらの方に来ているのは、白石から延々来ているわけです。単線なのです。どこか 1 カ所切れると、もう水が来ないのです。ですから、名取の方から 1 カ所どこか結ぶとかを考えているのだと。そうすると、例えば村田のあたりで切断したとしても、名取の方を通じて、こちらの方、広水区と呼んでいるのですが、そこにつなげると、水が来るようになるので、最少の経費でそういう安全装置もつくりたいとも言っていました。

いずれにしても、あの18%という話はもうないのだというのは、これではっきりしたのだと思うのですけれども、それはお認めになりますか。

# ○中村上水道部次長(兼)管理課長

値上げが 18%になるかどうかというのは、我々も定かではございません。ただ、県の方でも、長期ビジョンを策定して、その中で水需要の予測、耐震化とか老朽化の関係についての設備計画を今からやっていくと。そこの中には、受水団体から委員を選んで、選出して、そこの中でよりよい料金、設備更新計画等について、ディスカッションしたいというようなお話はございました。

### ○藤原委員

いずれにしても、条件は大きく変わったと。皆さん方の答弁からすれば、条件は大きく変わったのだということを改めて指摘して、質疑を終わります。

# ○相澤委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御 異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### ○相澤委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第84号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○相澤委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

# ○相澤委員長

以上で、本委員会に付託されました議案第81号から議案第84号までの平成19年度多賀城市各会計補正予算の審査はすべて終了いたしました。

各議案ともそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しましたので、この結果については、議長あて報告いたします。

なお、委員会報告の作成については、私に一任願いたいと思います。

これをもって補正予算特別委員会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午後4時32分 閉会

補正予算特別委員会

委員長 相澤 耀司